

公表にあたり、国立循環器病研究センターにおいて、

- ① 個人名については、全て職名等に置き換えている。
- ② 第三者委員会からの要請に基づき、一部についてマスキングを行っている。

平成27年11月13日

国立研究開発法人
国立循環器病研究センター
理事長 橋本信夫 殿

調査報告書

情報システム運用・保守業務の契約等に関する第三者委員会

委員長 益田哲生

副委員長 杉野隆

委員 大原信

委員 小山登

委員 中山博雄

第1 はじめに

1, 本調査報告書は、平成26年11月18日、当時の独立行政法人国立循環器病研究センター（以下「国循」という）情報統括部長（平成23年9月1日付で医療情報部長に就任。その後、平成24年4月1日付で情報統括部長。以下「元情報統括部長」という）が、国循の情報システム運用・保守業務の入札に関して、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法）違反及び公契約関係競売等妨害罪容疑で逮捕され、同年12月8日に起訴されたことを受けて、事実関係を調査し、その原因・問題点を検証すると共に、再発防止に向けた提言を行うことを目的とするものである。

2, 本件については上記刑事裁判手続きが進行中であり、元情報統括部長は公訴事実を争っているとのことである。言うまでもなく公訴事実の存否については刑事裁判の場で明らかにされるべき事柄であり、情報システム運用・保守業務の契約等に関する第三者委員会（以下、第三者委員会という）としては、刑事裁判への影響を考慮すると、上記状況の下で、軽々に公訴事実の存否そのものの認定に踏み込むことは避けざるを得ないと判断した。

従って、本調査報告書においては、あくまで捜査当局から公訴事実とされているような疑念を抱かれることになった原因、すなわち本件調査を通じて明らかになった国循の組織体制及び意思決定プロセス等に関する問題点を中心に論ずることになる。

3, なお、本調査報告書は、国循から提出のあった資料や、関係者からのヒアリングをもとに事実を認定しているが、直接の関係者である元情報統括部長や同元部長の直属の部下であった元情報クオリティ管理室長（平成24年2月1日付で医療情報部医療情報運用管理専門職に就任。後に情報統括部情報クオリティ管理室長。平成27年3月末日付で退職）については、直接のヒアリングを要請したが実現するに至らなかったため書面による事実確認にとどまるなど、強制力を持たない調査に限界があることを、予めご留意頂きたい。

また、第三者委員会としては、本調査報告書を作成するにあたり、当然のことながら直接の関係者である元情報統括部長の主張を確認し、それを踏まえた認定、判断を行うこととしたが、同元部長にかかる刑事裁判との関わりもあって、第三者委員会の質問事項に対する同元部長からの回答が当初の予定より相当時日遅れたこと等の事情から、本調査報告書の作成も一定時日遅れる結果となったことを申し添える。

第2 情報システム運用・保守業務の契約等に関する第三者委員会について

1. 第三者委員会が設けられるに至った経緯

国循においては、研究・診療体制の強化・効率化を図るため、電子カルテをはじめとする情報システムの導入、並びにセキュリティに配慮した情報ネットワークの構築を進めていた。

そのような中、前述のとおり平成26年11月18日、情報システム運用・保守業務の入札に関して、国循の元情報統括部長が、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法）違反及び公契約関係競売等妨害罪容疑で逮捕され、同年12月8日に起訴されるという事態となった。

国循としては、上記起訴事件について大阪地方検察庁特捜部の捜査に全面的に協力するとともに、コンプライアンス体制の強化等の「当面の再発防止策」を講じると共に、爾後の情報システム運用・保守業務の入札に関して、外部コンサルタントの助言のもとに仕様書等の作成手続の見直し、情報システム技術者の増員・強化等の改善策を進めてきた。

しかしながら、国循の業務に絡んで職員が起訴されるという重大な事態となったことを勘案し、入札や契約の手続き、兼業許可の手続き、その他組織の体制に問題がなかったかを検証するため、これまで国循において実施してきた改善措置の評価を含めて、第三者委員会による検証・評価に委ねることになったものである。

2. 委員の構成

第三者委員会は、弁護士、大学教授（情報システム有識者）、公認会計士等、外部の5名の委員により構成されている。もとより、5名の委員は国循との間に利害関係はない。

3, 第三者委員会に課せられた役割

第三者委員会に課せられた役割は、国循の元情報統括部長が逮捕・起訴されたことを受けて、捜査機関から疑念を受けるに至った原因として入札や契約の手続き、兼業許可の手続き、その他組織の体制に問題がなかったか、問題があったとすればどこに問題があったのかを検証し、これまで国循において実施してきた改善措置の評価を実施すると共に、再発防止に向けた提言を行うことである。

4, 審議の経過－日程、内容

・第1回（平成27年2月10日）

国循の概況、契約事務手続きに関する組織体制について聴取。

・第2回（同年2月20日）

契約手続きの流れ、兼業手続きの流れについて聴取。

・第3回（同年3月10日）

大原委員による医療情報システムの解説、センター内視察

・第4回（同年3月20日）

電子カルテシステム導入の経緯等に関するヒアリング（総務部長、元医療情報システム管理室長）

・第5回（同年3月26日）

元情報統括部長招聘の経緯等に関するヒアリング（病院長、研究開発基盤センターIT知的資産戦略室長）

・第6・7回（同年4月30日）

元情報統括部長招聘前後のNCVCネットワーク業務に関するヒアリング（研究開発基盤センターIT知的資産戦略室長（第5回に引き続き））

契約等に関するヒアリング（元調達企画専門職、契約審査委員会委員長）

- ・第8・9回（同年5月28日）
 - 兼業審査委員会に関するヒアリング（兼業審査委員会委員長）
 - 国循の情報関係業務に関するヒアリング（元情報管理室長）
- ・第10・11回（同年6月25日）
 - コンサルタントからのヒアリング（(株)メディカルエージェンシー社長）
 - 事件後国循の執った対応に関するヒアリング（総務部長、人事課長、調達企画室長）
 - 研究者発注の会計処理に関するヒアリング（外部資金係長）
- ・第12回（同年7月23日）及び第13・14回（同年8月6日）
 - 元情報統括部長及び元情報クオリティ管理室長に対する質問状作成
 - これまでの議論の整理と今後の第三者委員会の進め方について協議
- ・第15・16回（同年9月10日）
 - 調査報告書の骨子について協議
- ・第17・18回（同年10月8日）
 - 調査報告書（案）について協議
- ・第19・20回（同年11月13日）
 - 調査報告書の確定

第3 認定した事実

1, 国循の概要

国循は、昭和52年、国立がんセンターに続く我が国第2番目の国立高度専門医療センター（略称：ナショナルセンター、NC）として発足し、平成22年4月施行の「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」により、独立行政法人に移行したものであり、我が国における脳卒中、心臓病等の循環器病対策の中心的機関である。

国循は、臨床と研究とが直結していることを特徴としており、「研究所」「研究開発基盤センター」「病院」という3つの組織が併存している。

組織全体のトップは理事長であり、重要事項の意思決定機関として理事会、実際の業務の執行について決定する執行役員会（理事長以下、各部門のリーダーらを構成員とする）が存在する。そして、執行役員会の下に、「病院」「研究所」「研究開発基盤センター」の各長が位置づけられ、それぞれその下に「病院」「研究所」「研究開発基盤センター」を構成する各部門が存在する。

一方、組織全体の事務を司る部門は、執行役員会の下に直に位置づけられている。

2. 元情報統括部長が医療情報部長に就任した経緯

(1) 元情報統括部長就任前の国循における医療情報システムについて

ア、医療情報システムの状況

元情報統括部長が医療情報部長に就任することになった平成23年当時は、いわゆる「電子カルテ」システムは全国の医療機関、特に大きな病院を中心に普及（厚生労働省の調査では400床以上の病院における普及率は57.3%）していた時期であり、既に各施設で独自に高度なカスタマイズや開発をすることなく医療機関に「電子カルテ」システムを導入することが可能となっていた。病院のIT化のための主な課題は克服されつつあり、先進的な地域では、一医療機関を越えて地域連携システムの構築が進み始めていた時期でもある。また医用画像管理システムや重症患者集中管理システムなどの部門システムも既に普及しており、マルチベンダー（複数社のシステムを連携した）による病院情報システムの構築が主流となっており、各医療機関は自院の機能に合わせて導入を計画、実施していたと言える。

当時、国循の病院においても「電子カルテ」システムの導入、実施が進められていた。一方、病院（病院情報システム）、研究基盤開発センター（基盤開発システム）及び研究所（研究所システム）の国循全体をつなぐネットワークについても、平成22年度に「NCVCネットワーク」として一応の構築を見ていた。

イ、入札の実情

「電子カルテ」システムの導入については、平成24年1月の稼働開始を前提に、政府調達協定に従って日程が組まれていたが、元情報統括部長の就任時には既に仕様書が決定され、一般競争入札の結果、日本電気株式会社（以下「NEC」という）の「電子カルテ」システム導入が決定していた。

ウ、人員体制

元情報統括部長が招聘される前は、病院情報システムの実務上の責任者は病院の元医療情報システム管理室長、研究所の情報関係の責任者は研究情報基盤管理室長、研究開発基盤センターの情報関係の責任者はIT知的資産戦略室長であった（以下、文中の役職名は、各記載当時の役職名による）。執務場所は、研究所新館の5階の一室で、同室において上記3名が執務していた。しかしながら、各責任者の下に実務を支えるスタッフは置かれておらず、全体を取りまとめる責任体制も明確とは言えなかった。

(2) 元情報統括部長招聘の経緯

ア、平成21年11月11日時点の電子カルテ導入スケジュールでは、平成23年4月には入札手続きが完了し、平成24年1月には稼働するという事になっていた。

イ、その後、遅くとも平成22年4月までには、A元副病院長をはじめ約40名をメンバーとして、新しい病院情報システムに関する検討組織が発足した。

さらに、遅くとも同年12月までに、上記検討組織の中から16名を構成員として「コアメンバー会議」が置かれることになり、その後重要事項の決定はこの「コアメンバー会議」で行われるようになった。この「コアメンバー会議」の下に多くのWG（作業部会）が作られたが、思うように作業がはかどらず、速やかな決定が出来ない状況が発生していたことが見受けられた。これは、システム導入において、仕様書の作成を外部のコンサルタントに任せてしまい、通常行われる各WGの議論の取りまとめ、調整、決定のプロセスまでもコンサルタント任せになりがちで、国循環として、どこで誰が最終的に各部門の要求を調整し、決定していくのかの把握がされていなかったこと

が原因と考えられる。

ウ、前述の通り、電子カルテシステムの導入業務については一般競争入札の手続きが取られたが、NECのみが応札し、平成23年5月31日、同社との契約が締結された。

エ、その後、同年6～7月の時点で、病院長は、従前の体制のままでは「電子カルテ」システム導入に向けての作業が思うようにはかどらず、予定された平成24年1月の稼働が遅れることを懸念して、当時電子カルテシステム導入業務の中心を担っていた元医療情報システム管理室長に代わって強力に電子カルテシステム導入を押し進めることのできる人材を探し始めた。

その結果、当時大阪大学准教授・医学部附属病院医療情報部副部長であった元情報統括部長を大阪大学教授からの紹介により招聘することになり、同元部長は同年9月1日付け医療情報部長に就任することになった。

3. 元情報統括部長に関するアイヴィス社等との兼業について

(1) 国循における兼業の制限と兼業許可手続き

国循においては、国循の業務以外の業務を行うことを「兼業」と呼び、国循の職員は原則として兼業を行ってはならないとされている（職員就業規則第19条）。

もっとも、「その職員の占めている職と兼業先との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがなく、かつ、兼業を行っても職務の遂行に支障がないと認められる場合であって、国循における業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないものとして理事長の許可を得た場合」には、兼業を行うことができる（職員兼業規程第3条1項）。この理事長による許可を受けようとする

時は、所定の兼業許可申請書に必要な書類を添えて、兼業開始予定日の30日前までに申請を行わなければならないとされている(同2項)。

職員の兼業については、その適否を判断するために兼業審査委員会が設置されている。この兼業審査委員会は、研究所長を委員長として、病院長、研究開発基盤センター長、副所長、副院長、人事部長、その他委員長が必要と認める者によって構成され(兼業審査委員会規程第3条)、毎月1回開催される(同第5条)。

兼業審査委員会は、職員の兼業許可にかかる全ての申請について審査を行い、理事長に報告又は助言する(同第4条)。

(2) 元情報統括部長が許可を申請した兼業先の概要

元情報統括部長が兼業許可を申請した兼業先は、「株式会社 i.Viz」(以下「アイヴィス」という)・「株式会社 エムケイエス」(以下「エムケイエス」という)・「合名会社 アヴィスコ」(以下「アヴィスコ」という)の3社であり、これら兼業先の概要は、以下のとおりであった。

① アイヴィス

同社は、ソフトウェアの開発及び販売、電信電話及びコンピュータ等の機械器具設置並びに管理及び器具の販売等を事業内容とする株式会社である。

元情報統括部長が国循に着任した平成23年9月1日時点で、アイヴィスの代表取締役は、後記の株式会社ダンテック(以下「ダンテック」という)の代表取締役であった者と同一人物であった。また、アイヴィスの本店所在地として登記されている大阪市淀川区西中島六丁目11番25号は、ダンテック大阪支店として登記されている住所と同一であった。もっとも、元情報統括部長がアイヴィスに関して提出した申請書には「親会社 無」とあるだけで、そのような事実の記載はなく、兼業審査委員会ではこうした両社の関係については全く把握していなかったことが認められる。

② エムケイエス

同社は、医療用ソフトウェアの開発、販売及び医療用ソフトウェアに必要な医学知識情報の編集、販売等を事業内容とする株式会社である。

③アヴィスコ

同社は、医療用ソフトウェアの開発、販売及び医療用ソフトウェアに必要な医学知識情報の編集、販売等を事業内容とする合同会社である。本店所在地として登記されていたのは、鳥取県米子市であった。

(3) 元情報統括部長が許可を申請した兼業の内容

平成23年8月30日付け兼業許可申請書によれば、元情報統括部長が許可を求めた各兼業先における具体的業務内容は以下のとおりである。

①アイヴィス

元情報統括部長は、同社の顧問として、病院情報システム及び保健情報システムにおけるソフトウェア開発等に関する助言・指導を行うこととされていた。

勤務態様は1回あたり2時間、月4～6回であり、報酬の予定額は月額15万円とされていた。

②エムケイエス

元情報統括部長は、同社の非常勤取締役として、取締役会及び研究開発会議への参加及び開発担当者に対する技術指導を行い、診療支援システムに関する研究成果を活用し、事業化を図る業務を行うこととされていた。

勤務態様は1回あたり8時間、月2回（月1回取締役会及び研究開発会議に参加、必要な場合に月1回技術指導）であり、報酬の予定額は月額10万円とされていた。

③アヴィスコ

元情報統括部長は、同社の業務執行社員として、業務執行社員経営会議に参加すると共に、開発担当者に対する技術指導を行い、医療福祉情報ネットワーク構築に関する研究結果を活用し、事業化を図る業務を行うとされていた。

勤務態様は1回あたり2時間、月2回（月1回定例会議に参加、必要な場合に月1回技術指導）であり、無報酬とされていた。

（4）元情報統括部長の兼業が許可されるまでの手続きの経過

上記のとおり平成23年8月30日付けで元情報統括部長よりアイヴィス、エムケイエス、アヴィスコの3社について兼業許可申請書の提出があり、翌31日に開催された兼業審査委員会において、それぞれ下記に記す条件を「確認したうえ」との留保付で承認された。

①アイヴィス

兼業に関する実務の記録を会社との間に残してもらい、記録を月単位で報告してもらおう。

②エムケイエス

土曜日に8時間従事するという申請になっているが、実態として8時間なのかどうか確認を行う。実態として8時間に満たない場合は実態に則したかたちで再申請を行ってもらおう。また、兼業に関する実務の記録を会社との間に残してもらい、記録を月単位で報告してもらおう。

③アヴィスコ

委嘱状の兼業従事場所が鳥取大学となっているが、月に1回業務時間外に鳥取大学まで行っているとは考えにくいいため、兼業従事場所について再度確認を行う。

（5）このように、元情報統括部長については、兼業規程において「兼業開始予定日の30日前までに申請を行わなければならない」とされていたにもかかわらず、これが遵守されなかったばかりか、申請日の翌日に早くも兼業審査委員会が開催され即日許可が下りるという状況であった。これは、元情報統括部長の招聘が急がれていたことからそちらの日程（9月1日付で病院医療情報部長に就任）を優先し、これに間に合わせるように急速兼業審査委員会の日程が組まれたこと、元情報統括部長から申請のあった兼業先については従前から大阪大学において兼業が許可されていたという事情によることが

窺える。

なお、上記承認の際に定められた条件に従い、平成23年9月分については、アイヴィス、エムケイエス両社からそれぞれ兼業報告書が提出されているが、同年10月分以降については兼業報告がなされた形跡は認められない。

なお、アイヴィスについては平成24年3月31日付けで兼業許可期間が満了したが、元情報統括部長からはその後同社について兼業継続許可の申請は出されていない（この時期は、後述のように、ダンテックが一般競争入札により国循と契約を締結した時期にあたる [REDACTED])。

一方、エムケイエスについては平成25年8月31日付けで兼業許可期間が満了しているが、元情報統括部長からはその後も兼業継続許可の申請がなされていない。

4. 元情報統括部長就任後の国循の医療情報システムに関する体制

(1) 元情報統括部長就任後の電子カルテシステム導入に関する事実経過

平成23年9月1日より、元情報統括部長が病院情報システムの責任者である医療情報部長に就任した。組織上は、国循を構成する「研究所」「研究開発基盤センター」「病院」のうち「病院」の組織の中に位置づけられ、これまで病院情報システムの実質的な責任者として電子カルテシステム導入の中心的役割を担っていた元医療情報システム管理室長の上司の立場となった。

元情報統括部長就任後、同元部長の強いリーダーシップの下に電子カルテシステム導入業務が進められ、現場サイドの事情で新システム稼働は当初予

定の平成24年1月1日より若干延期となったものの、ほぼ当初の予定どおり同月10日には新医療情報システムが稼働するに至った。

(2) 元情報統括部長のNCVCネットワーク業務への関与と情報統括部の創設
ア、国循全体をつなぐNCVCネットワークについては、それまで組織上は元情報管理室長が責任者となっていたが、同氏は事務部門に所属し、情報関係の専門家ではなかった。そうしたことから、NCVCネットワークの業務発注については、元情報統括部長が招聘される以前は、情報システムに詳しい研究開発基盤センターIT知的資産戦略室長等が仕様書案を作成し、「研究所」「研究開発基盤センター」「病院」それぞれの情報関係責任者や国循の事務部門の情報関係責任者らを構成員とする「IT戦略会議」における議論を経て、執行役員会にあげるといった形で進められていた。

ところが、元情報統括部長が招聘されてから約2か月が経過した平成23年11月頃より、電子カルテシステム導入について一定の目途が立ったこともあって、その手腕を買われた元情報統括部長はNCVCネットワーク関連業務についても関与するようになり、以降は元情報統括部長がNCVCネットワークの業務に関しても主導的役割を果たすようになった。

イ、そのような中、平成24年4月1日、国循の情報関係全体（「研究所」「研究開発基盤センター」「病院」を含む）を統括する「情報統括部」が新設され、元情報統括部長がその部長に就任した。

情報統括部は、組織上は執行役員会に直属する最高情報責任者（CIO・病院長が併任）の下に位置づけられる。元情報統括部長は、これにより国循全体の情報システムの責任者と、病院の情報システムの責任者とを併任することとなった。

情報統括部創設と共に、元医療情報システム管理室長は平成24年8月1日より情報統括部の病院情報システム室長を併任することになり、研究所及び研究開発基盤センターの情報関係の責任者であった研究情報基盤管理室長及びIT知的資産戦略室長も、情報統括部における研究情報室長、情報基

盤開発室長をそれぞれ併任することになった。また、事務部門の情報関係の責任者であった元情報管理室長も情報統括部の情報管理室長を併任し、これにより、情報統括部では、元情報統括部長をトップに、その下に上記IT知的資産戦略室長、研究情報基盤管理室長、元医療情報システム管理室長、元情報管理室長の各氏がそれぞれ室長として配されることになった。

(3) 情報統括部創設以降の執務体制

ア、平成23年9月1日に元情報統括部長が医療情報部長として着任後、管理棟1階の部屋が医療情報部の部屋となり、元情報統括部長をはじめとする医療情報部のメンバーは、当該部屋において執務を行っていた。

しかるところ、平成24年10月、元医療情報システム管理室長らが研究所新館3階の部屋に一部の事務職員と共に移動し、それまでの医療情報部の部屋に残ったのは元情報統括部長、[REDACTED]平成24年2月1日から医療情報運用管理専門職に就任した元情報クオリティ管理室長の他に、診療情報管理士4名と非常勤職員1名となった。[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]理由の如何はともかくとして、こうしたことが意思疎通を希薄にさせる要因の一つになったことは否めない。

イ、なお、この移動の際、元情報統括部長から医療情報部の職員に対し医療情報部内のレイアウトの変更案が提示され、レイアウトの変更に伴い不足する備品（テーブル、パーテーション、ロッカー等）について、見積もりを業者に依頼するよう指示があった。その後、元情報統括部長が「株式会社新大阪商会」という業者に備品の発注をしたが、その代金の支払いは、どういうわけか国循ではなく同元部長が兼業していた前記アイヴィスが行った。残され

た当時のメールによれば、上記株式会社新大阪商会は元情報統括部長の指示（メール）によりダンテックに代金を請求したところ、アイヴィスより「ダンテックのグループ会社のアイヴィス社で対応させていただきます」との連絡があり、最終的にアイヴィスがその支払いを行ったことが認められる。なお、上記メールによれば、受発信をしたアイヴィスの B 氏はダンテックとアイヴィスの両社にメールアドレスを有し、メールの文中でも「アイヴィス（ダンテック）の B と申します。」「ダンテックのグループ会社のアイヴィス」と述べる等両社が緊密な関係にあったことを示している。

このように正規の手続きを経ずに発注及び代金の支払いが行われたため、国循において当該備品に関する記録は残されていない。納品検収については元情報統括部長が出張中であったことから、元情報統括部長の依頼で元情報管理室長が立ち会っている。なお、国循では、科学研究費補助金については100万円未満であれば研究者から業者に直接発注することが認められていることから、周囲の者はこれに従った発注が行われ、国循からその支払いがなされたものと受け止めていた。

ウ、情報統括部が創設されて以降、NCVCネットワーク業務の発注については、元情報統括部長が元情報クオリティ管理室長、元臨床疫学データベース室専門職と共に仕様書案を作成し、IT戦略会議（平成24年8月1日付け

で「IT統括会議」と名称変更され、さらに平成25年4月1日からは正規の委員会に格上げされて「IT統括委員会」となった)において報告するという形になった。

これに伴い、IT知的資産戦略室長をはじめとする情報統括部内の他の職員は仕様書案の作成には事実上関与しなくなり、元情報統括部長、元情報クオリティ管理室長、元臨床疫学データベース室専門職が作成した仕様書案がメールで送られてくるのに対し、意見があれば述べるという形になった。

5, 平成24年度情報システム運用・保守業務の入札について

(1) 平成24年情報システム運用・保守業務の入札に至るまでの経緯は概ね次のとおりである。

ア、平成23年12月14日、IT戦略会議(上述の通り、平成24年8月1日からは「IT統括会議」に名称が変更された。)において、平成24年度における情報システムの運用・保守業務の方法について審議が行われた。

同会議の出席メンバーは、病院長、研究開発基盤センター長、元情報管理室長、元医療情報システム管理室長、研究情報基盤管理室長、IT知的資産戦略室長であり、平成23年9月1日から医療情報部長として採用されていた元情報統括部長もこれに参加していた。

イ、同年12月19日、幹部会議にて、病院長から幹部会議メンバーに対し、平成23年度前半の業務点検内容に基づいて、平成24年度の情報システム

業務委託内容の見直しを検討中であるとの報告がなされ、同日に開催された執行役員会においても、同じく病院長から執行役員に対し、同内容の報告が行われた。

ウ、平成24年1月16日、元情報統括部長から、C元契約係長、IT知的資産戦略室長、元情報管理室長、元医療情報システム管理室長に対し、平成24年度の情報システム保守関連業務に関する仕様書案が、メールで送付された。この仕様書は、原案はIT知的資産戦略室長により作成された（室長版）が、最終版は上記の通り元情報統括部長より関係者に対しメールにて配付された（元部長版）。なお、室長版は、平成23年度仕様書とほぼ同一の内容である。平成24年度仕様書の室長版と元部長版の違いは、①室長版で記載されている病院情報システムの管理及び運用支援業務が元部長版では除かれていたこと、②室長版で要求されている管理業務のスキルレベル（システム技術者と言っても特に高レベルのスキルを要求するものではないが、主にデータベース作業に熟知した人材を要求するものである）が、元部長版では全て削除され、業者を制約するものではないと但し書きを入れつつも具体的に運用技術管理者1名、運用技術者11名と業務遂行人数を具体的に指示していることである。上記①は、NCVCネットの保守管理に特化したことによると考えられるが、②は保守運用業務の仕様書でありながら、既に別のシステム構築を志向しているようにも思われる。残された記録を見る限り、この元情報統括部長によって変更された仕様書が、IT戦略会議や幹部会議にかけられて承認された形跡はない。

エ、同年1月19日に開催された契約審査委員会において、平成24年度情報システム運用・保守業務委託に関する審議が行われた。

同日の契約審査委員会には、元情報統括部長、IT知的資産戦略室長の両氏は出席せず、説明はオブザーバーの元調達企画専門職によってなされた。元調達企画専門職からは、「情報システム運用・保守業務委託」について、契約の方法に関しては、政府調達による最低価格落札方式の一般競争を予定

していること、同年1月27日に官報公告、同年3月19日に開札を予定していること、従来は事実上、NECの1者応札になっていたが、平成24年度は、①NCVCネット保守及びNCVCネット運用支援、②病院情報高速ネットワーク保守、③病院情報管理システムオペレーション業務の3契約に分けることにより、多くの競争参加者を募ることにしたことなどが説明された。3契約に分けるという決定は平成23年12月14日のIT戦略会議でなされたと思われるが（議事録が作成されていないため詳細は不明である）、この処置は、1者応札を避けるという意味で妥当なものであると考えられる。

これに対し、D元財務経理課長からは、この件について複数による競争の可能性があるのかという質問がなされたが、元調達企画専門職は、現実的には上記①NCVCネット保守及びNCVCネット運用支援は、元々、NEC製のスーパーコンピューターを中心に様々なシステムが付加されて出来たシステムであるため、NEC以外が対応することは難しく、1者応札になる可能性が高いと回答している。

また、委員長である副院長から、「NCVCネット関係の契約方法等については、IT戦略会議において決定されているため当委員会が異議を唱えられるものではないが、1者応札の可能性が高いのであれば、価格の適正化には努力して頂きたい。見積書では人件費を1人1月あたり100万円で積算しており、非常に高額である。」との発言があり、それに対し、元調達企画専門職が、「その点は、医療情報部長とも相談をしている。日本電気は全員がハイスキルの技術者として人件費を見積もっているが当方は全員がハイスキルである必要はなく、必要に応じて傾斜配置すれば安くなると考えており、その方針で予定価格を決定する予定である。」と回答した。かかる審議を経て、同日の委員会において上記仕様書案（元部長版）が諮問どおり承認される運びとなった。

（2）ダンテックが落札するに至る経緯

上記（1）のとおり、平成24年1月19日に開催された契約審査委員会

において、政府調達による最低価格落札方式の一般競争が承認されたことを受けて、同年1月27日に官報掲載・公告及び入札参加予定者に対する入札説明書の交付が行われた。同年3月16日、競争参加資格の受領期限を迎え、入札をしたNECとダンテックの2社について、翌3月17日及び同年18日に、技術審査が行われ、両社とも審査をパスした（なお、この技術審査は、決裁にて行われているため、技術審査委員会は開催されていない。）。

翌3月19日に開札が行われたが、入札額の低いダンテックが落札するに至り、同日、契約期間を平成24年4月1日から平成25年3月31日とする平成24年度情報システム運用・保守業務にかかる契約が締結された。

6. 新利用者管理システムについて

(1) 利用者管理システムについて

国循のような病院と研究開発の機能を併せ持つ機関では、情報セキュリティの確保は不可欠であり、具体的には、認証機能、アクセス権管理、ユーザ（ID）管理及びそれらに関連する運用サービス機能（以下、利用者管理機能という）を整備する必要がある。国循の情報システムへのアクセス時には必ず本人認証、アクセス権限確認などを行う必要があり、また、これらの管理情報は人事異動、研究プロジェクトの設置、改廃などの事由が発生したときには対応する職員、研究者のアクセス権限の変更を必然的に伴うので、利用者自身あるいは管理者（人事担当者、システム管理者など）が自ら登録・修正・削除などを行う必要がある。これらの作業を適時に円滑に行うためには、利便性の高い運用サービス機能を充実させることが情報セキュリティを確保する上で重要となる。

また、各システムを連携して情報処理を行うためには、その都度当該システムに対して認証、権限確認を行う（個別対応）か、各システムへの利用者管理機能を統合し、一旦あるシステムにアクセスした後は他システムに認証情報を伝えることによって自動的にアクセスできる（自動連携）かによって、利便性は大きく変わる。

国循では、平成22年度に情報基盤であるNCVCネットワークを構築し、以後、その上に病院情報システム（電子カルテシステム）、バイオバンクシステム、事務系システムのような基幹系システム、電子メール、グループウェアなどの情報系システムを逐次構築してきた。利用者機能は、一般競争によってNECが落札し（「利用者管理システム構築」、平成23年2月17日落札）、Enterprise Directory Server（EDS）が導入された。しかし、EDSは個別対応方式を採用しており、利用者にとって使いにくいものであった。そのため、各システムを構築する都度、利用者管理システムにインタフェースを改修付加してきており、ユーザはそれぞれのシステムを利用するにあたってその都度、ユーザID／パスワードを入力して利用者管理機能にアクセスすることを余儀なくされてきた。そこで、平成24年度に「情報システム運用・保守業務委託」契約がNECからダンテックに切り替えられたところで、利便性を大きく向上させるために、EDSから自動連携方式を実現するUMS（ダンテックのパッケージ製品に国循の独自仕様を追加したもの）に切り替えられた。このUMSが新利用者管理システムと呼ばれた。

[Redacted text block]

（2）新利用者管理システム導入の経緯

ア、平成24年7月24日、情報統括部会議室において元情報統括部長を中心に作業部会が開かれ、NCVCネットワークシステムの再構築に関する議論がなされた。この作業部会には、同年4月から情報システム運用・保守業務

を開始したダンテックの代表取締役や社員 E 氏らも出席したが、情報統括部の I T 知的資産戦略室長、研究情報基盤管理室長、元医療情報システム管理室長、元情報管理室長らは出席していなかった。

同部会において、ダンテックの社員 E 氏から、出席者に対し、利用者管理システムに関し、センター全体の職員情報を管理するシステムとして利用者管理システムを再構築すること並びにシステムの統合（位置づけの明確化）、オンライン化（利用者の利便性の向上・運用業務の削減）等について説明及び提案がなされた。

イ、これを受けて、翌 7 月 25 日、I T 戦略会議が開催された。同会議の出席者は、病院長、研究開発基盤センター長、元情報管理室長、元医療情報システム管理室長、研究情報基盤管理室長、I T 知的資産戦略室長であった。

この会議では、「NCVC ネットワークシステム再構築方針（案）について」が議題の一つに挙げられ、同会議において、各参加者に対し、「NCVC ネットワークの再構築方針（骨子）」が資料として配付され、元情報統括部長がこれに基づいて、利用者管理システムの再構築について説明をした。上記「NCVC ネットワークの再構築方針（骨子）」は、大阪地検特捜部による捜査が開始された後の平成 26 年 3 月 10 日に、元情報統括部長が元調達企画専門職に対して送信したメールに添付されているが、これには「2012/7 I T 統括会ギにて承認」「新利用者管理システムと連携」「新利用者管理システムに移行」などと手書きで加筆された形跡がある。元情報統括部長は、元調達企画専門職に送信した上記メールの中で、従来の利用者管理システムは、NCVC ネットのみを対象としており病院情報システム（H I S）と統合されていないこと、電子メール等については、仕組みが複雑となっており、一部のサーバが老朽化しており、トラブルが多発していたことなどから、当時は一刻も早いリプレースが望まれていたと説明している。また、電子メールシステムは、新利用者管理システムとの連携を前提として設計・構築されており、アカウントの追加・削除など各種電子メールの制御記法は、

新利用者管理システムなしではできない運用となっており、平成25年3月初旬にリリース予定でデータ移行の準備期間やシステム老朽化による障害発生リスクを考えるとこれ以上の延期は困難な状況であったとも説明している。

結局同日のIT戦略会議において、新利用者管理システムの導入が決定され、同システムは、平成25年3月から導入されることとなった。

このシステムの詳細な機能仕様は、平成25年度の仕様書の別紙2で明らかにされている。このシステム導入により、職員には統一認証IDが付与され、以後、国循に導入される全てのシステム及びシステム更新にはこの新利用者管理システムとの連携が必須になるとともに、国循におけるキーシステムとなった。この新利用者管理システムは、非常に重要な新システムの構築でありながら、運用・保守業務委託の中で構築されたことから、国循による検取手続きも行われていない。

(3) 新利用者管理システム導入による効果、影響について

ア、医療現場等での評価

医療現場においては、これまで別々であった職員管理システム、病院情報システム利用者システム、電子メールシステム等が統合認証システムで一元管理され、利便性は向上したと思われる。また、情報資産評価により、電子カルテデータベースが最高機密ネットワークにレベル分けされ、セキュリティポリシーも明確となったことにより安心かつ安全に利用できる環境が整ったと言える。

イ、入札手続きに与えた影響

前述の通り、新利用者管理システムはダンテックの提案に基づくものであるが、平成24年4月にダンテックが情報システムの運用・保守業務を開始して以降、元情報統括部長が主宰する情報統括部では定例会、作業部会が頻繁に開催され、そうした会合においてダンテック側との打ち合わせが日常的に行われた。議事内容は、日々のネットワーク運用・保守に係る報告、問題

点指摘、対策の検討、NCVCネットワークに関する中期的な技術検討、調査、調達仕様に関する技術的打ち合わせ等であるが、こうした会合に運用・保守業者であるダンテックが出席し、議事録作成も担当（ダンテックの社員E氏）していることになれば、自ずと、次回のNCVCネットワーク関連の入札に関して有利な情報を入手できることになる。例えば、ダンテックが出席した前述の平成24年7月24日の作業部会では、翌日のIT戦略会議の議題である「NCVCネットワークの再構築（骨子）」について、同じ資料を基に議論している。また、同年11月には、「平成25年度情報システム運用保守業務」の仕様書に関連して、12月6日の契約審査委員会の前に、関係者に仕様書案がメール送信されているが、その時期にはダンテックも参加する定例の作業部会も、11月6日、13日、20日に開催されている。議事録によれば、議論は主に元情報統括部長とダンテックの社員E氏の間で行われており、E氏は、「平成25年度情報システム運用・保守業務」の業務体制において運用技術責任者のリーダーを担当するとされている。

このように、新利用者管理システムは、これを利用する医療現場等では概ね好評を博したが、その反面、入札手続きにおいては、ダンテックの立場を有利にする状況を生んだことは否定出来ない。

7. 平成25年度情報システム運用・保守業務の入札について

(1) 平成25年度情報システム運用・保守業務の入札に至るまでの経緯

ア、平成24年11月14日、IT統括会議において、NCVCネットワーク運用状況の報告や各セグメントからの報告がなされ、平成25年度情報システム運用・保守業務の仕様書について、検討・審議が行われた。

イ、これを踏まえて、翌11月15日、元情報統括部長から、元調達企画専門職、C元契約係長に対し、同年12月開催予定の契約審査委員会の準備資料として、平成25年度情報システム運用・保守業務にかかる仕様書案がメールで送付された。さらに、同年11月21日、元情報統括部長から、元調達企画専門職、C元契約係長に対し、上記仕様書案の修正についてメールが送

信され、同年11月29日、上記3名の間で打ち合わせが行われた。

かかる経緯を経て、11月30日、平成25年度情報システム運用・保守業務にかかる仕様書案が作成されたが、同仕様書案を作成するにあたり、仕様等策定委員会は開催されていない。

ウ、同年12月6日、契約審査委員会が開かれ、オブザーバーとして、元情報統括部長、元情報クオリティ管理室長らも出席した。同委員会では、まず、元調達企画専門職から、平成25年度情報ネットワークシステム運用・保守業務委託について説明がなされた。この中で、業務に従事する運用技術管理者・運用技術者に対しては、高い技術要件が付されており、特に運用技術者に必要な要件として、「病床数500床以上の複数の医療機関において、病院情報システムのThin-Client Computing(サーバ仮想化、デスクトップ仮想化)の構築経験があり、かつセンターの病院情報システムとの連携に必要とされる技術や知識を有する者が2名以上」要求されることになった旨が説明された。

外部委員である公認会計士から、初めて参加する業者は保守的になり高めの金額で入札してくるが、他方、システムを熟知している既存の業者(ダンテック)はシビアな価格で入札できるため、既存の業者の方が有利である、そのダンテックが、従来事実上1者応札の状態が続いたNECの様にならないか危惧しているとの指摘がなされたが、提案された仕様書案については一部補足が付されたものの、基本的に承認された。

(2) 平成25年度の仕様書について

ア、作成経緯

平成25年度の仕様書案は、前記「新利用者管理システム」の運用・保守管理を前提に作成されている。作成者は、上記の通り元情報統括部長である。仕様書案は平成24年11月21日作成のスケジュールによると、同年11月30日を目処として作成、契約執行の決裁が11月30日、契約審査委員会の開催・承認が12月6日、官報掲載が12月7日と記載されており、上

記の通り、仕様等策定委員会は開催されていない。

内容としては、平成24年7月25日のIT戦略会議での提案に則り、新利用者管理システム、病院情報システムの仮想化、グループウェアの変更（sharepoint からサイボウズへの変更）などが盛り込まれており、単に運用・保守支援ではなく、システム開発を含む大幅な内容変更となっている（情報システムの「保守」には、「対象業務あるいは利用している情報技術に関する環境変化に対応して情報システムを改変していく活動」が含まれるとはいうものの、些かその範囲を超えていると言わざるを得ない）。これら重要な仕様の決定が仕様等策定委員会を開催することなく上記のような手続きでなされたことは問題と言わなければならない。平成24年12月6日の契約審査委員会でも、委員より、「一部の業務を止めることについてオープンに議論をしていない等、作成過程が乱暴で疑問が残る。」という指摘がなされているが、委員長裁定で、「仕様書の修正が可能であれば修正し、問題の無い様にして頂きたい。補足付きで承認とする。」とされている。翌日の12月7日が官報掲載であり、契約審査委員会の役割自体が仕様内容の検討ではないことを考えるとやむを得ないとも思われるが、仕様書策定のプロセスに問題を残したことは否めない。

イ、仕様書の内容について

平成25年度の情報ネットワークシステム運用・保守業務委託仕様書は、平成24年度の仕様書に比して以下の点が大きく異なっている。

- ・ 目的から「病院情報システム」の文言が削除された。
- ・ TV会議システムの具体的連携先の記載が削除された。
- ・ 運用作業の効率化支援の中に、「利用者管理システムの維持管理」に代わり「新利用者管理システムの維持管理」項目が記載され、その機能仕様は、別紙2として付けられている。
- ・ 運用作業の効率化支援の中に、「運用履歴管理システムの運用保守に必要なプログラムの改修と機能追加を行うこと」が追加記載された。その機

能仕様として別紙3が付加された。

- ・TV会議システムのシステム管理及び運用支援の中に、TV会議システム全般の記載が追加され、派遣要員の技術レベルが詳細に記載された。
- ・平成24年度の「バイオバンク関連サービスの運用支援、開発支援」に代わり、「臨床研究用データベース運用支援、開発支援」と記載され、一般化かつ、医療情報データウェアハウス構築が明記された。
- ・病院情報システムとの連携支援項目に、従事する技術者の条件として「病床数500床以上の複数の医療機関において、病院情報システムのThin-Client Computing（サーバ仮想化、デスクトップ仮想化）の構築経験があり、かつセンターの病院情報システムとの連携に必要とされる技術や知識を有する技術者を複数名従事させること」が明記された。
- ・受託者の責務・留意事項においての（4）業務マニュアルの提出が、業務の変更がない場合でも年1回から6ヶ月に1回以上提出に変更された。
- ・業務日誌の提出が日報・月報から、日報・週報・月報に変更された。
- ・経費負担区分に「保守に含まれる機器及び部品の費用、ならびにシステムの修理・交換・カスタマイズなどの作業費用」が追加され、受託者負担とされた。

以上から見ると、作成経緯のところでも述べたが、この仕様書は、単なる情報ネットワークシステム運用・保守業務の域を超え、既存システムのカスタマイズによる新たなシステム構築が主眼となった仕様書であると言わざるを得ない。そして、とりわけ、従事する技術者について上記のような厳格な要件を付し、システムのカスタマイズ部分の経費費用負担が受託者であるとしている点は、業務委託期間が1年間であることを考えると、新規参入を希望する医療情報システムベンダーを排除し、現状をよく知る特定の業者（ダンテック）に有利な記載と受け止められた要因になったものと思われる。また、実際には、Thin-Client方式を導入するのは、NCVCネットと臨床研究用ネット間であるにもかかわらず、病院情報システムとの連携支援項目

の中に、「病床数500床以上の複数の医療機関において、病院情報システムのThin-Client Computing（サーバ仮想化、デスクトップ仮想化）の構築経験があり、かつセンターの病院情報システムとの連携に必要とされる技術や知識を有する技術者を複数名従事させること」という条件を付けたことが不自然と受け止められたものと思われる（実際、国循の病院情報システム（電子カルテ）は、現時点においてもThin-Clientでは稼働していない）。

（3）入札の実施

ア、上記（1）のとおり、平成24年12月6日に開催された契約審査委員会において、平成25年度情報システム運用・保守業務にかかる契約案件が承認され、翌12月7日に官報掲載、公告がなされて、入札予定者に対し、仕様書・一般競争入札説明書が交付された。

その後、平成25年1月28日に、競争参加資格の受領期限を迎え、翌1月29日、技術審査委員会において、技術審査が行われた。同委員会における技術審査の結果、応札業者であるシステムスクエア（株）（以下、システムスクエアという）、リコージャパン（株）及びダンテックは、いずれも国循の必要とする技術を有するものと認められると判定された。

イ、翌1月30日、入札書の受領期限を迎え、開札がなされた。その結果、応札額が最も低いシステムスクエアが落札者となったが、同社の入札価格は、国循が設定していた予定価格の52.7%相当であったため、契約審査実施要領第8条に基づき、履行能力の審査が行われることになった。

ウ、同日、C元契約係長、F元契約係員により、システムスクエアのG氏に対するヒアリングが行われ、同社に対しては、同年2月4日までに①入札金額

の積算内訳書と②業務体制表について勤務予定者及び病床数500床以上の複数の医療機関における構築経験の実名入りの資料を提出することが求められた。

同年2月4日、元情報統括部長、元情報クオリティ管理室長、H情報管理室係員、総務部長、元調達企画専門職、C元契約係長らによる会議が行われた。同会議に出席したシステムスクエアのG氏から、上記①の入札金額における積算内訳書が提出されたものの、これによれば入札金額と積算内訳書の合計金額との間には3,000万円以上の開きがあり、また人件費の積算については、国循が作成した予定価格の約半分であることが判明した。また、上記②の業務体制表も提出されたが、そこには予め求められていた実名の記載はなく、アルファベットのみでの記載であった。

エ、結局、提出された資料のみで、履行能力の有無を判断することはできなかったため、改めて、システムスクエアに対し、契約交渉期限の同年2月8日までに、情報統括部作成にかかる「システムスクエア株式会社に対する確認事項」に記載の運用体制、新利用者管理システム、ネットワーク管理に関する各事項について回答するように求めた。とりわけ新利用者管理システムの運用については、メーカーと保守契約を締結するのか、あるいはシステムスクエアが独自開発するのか、いずれの方法を選択するかについて早急に決定する必要があることを告げ、独自開発を行う場合には「要件定義書」「システム詳細設計書」の各完成版等必要資料を提出するように求めた。ところが、システムスクエアからは、交渉期限である同年2月8日までに国循が求めた資料の提出がなかった。

オ、これを受けて、同年2月12日、元情報統括部長、総務部長、元調達企画専門職、C元契約係長らによる会議が開かれ、審議の結果、履行能力を確認するために提出を求めた「要件定義書」「システム詳細設計書」あるいはそれに代わる書類の提出がなかったこと、システムスクエアの入札額と後日同社から提出された積算内訳書の合計金額との間には3,000万円以上の開

きがあり、入札額で履行が可能であるとの確証が得られなかったこと、人件費の積算額が国循で作成した予定価格の約半額であり、当該業務を履行するために必要な経験・資格を備えた者の人件費を積算したとは考えられないこと等から、システムスクエアには履行能力がないと判断せざるを得ないとの結論となった。

カ、その後、同年2月14日に契約審査委員会が開かれ、上記決定の是非について審議がなされた。審議の結果、同委員会においても、システムスクエアには履行能力がないとの判断が下された。

キ、上記契約審査委員会を経て、同年2月18日にシステムスクエアに対し、交渉打ち切りの通知が行われたが、同年2月22日に同社から交渉打ち切りに対する異議申立がなされた。これに対し、同年2月27日に異議申立に対する回答がなされ、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき」に該当すると判断した理由について説明がなされた。その後、同年3月6日に同社から再度の異議申立がなされたが、同年3月13日に同社に対し、再度の異議申立を却下する旨の回答がなされた。

ク、上記経過を経て、同年3月28日に、情報ネットワークシステム運用・保守業務委託契約について、当面の措置として、ダンテックとの間で随意契約により3か月間（平成25年4月1日から同年6月30日まで）契約延長をするに至った。

以上の経過からすると、システムスクエアについて履行能力がないと判断せざるを得ないとした結論自体は妥当であったと言える。

(4) 公募型企画競争の実施

ア、上記平成25年2月14日の契約審査委員会では、システムスクエアには履行能力がないとの判断が下されたが、席上委員長から、そのまま第2交渉権者であるダンテックと交渉し、契約締結に至るのかと質問が出された。これに対し、元調達企画専門職は、システムスクエアに履行能力がないと判断する理由の一つである新利用者管理システムがダンテックの製品であり、そ

のままダンテックと契約するのは、契約事務取扱細則第14条第1項2号の「契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき」に該当する可能性があることから、今回は仕切り直しし、再度入札を実施したいと考えている、それまでは数ヶ月間ダンテックと契約を延長して対応したいとの回答がなされた。

その後、2月19日には、元調達企画専門職、C元契約係長から、ダンテックの代表取締役及び社員E氏に対し、落札者であるシステムスクエアに対し交渉打ち切りを通知したが、予定価格の範囲内で応札したもう1者のダンテックとは契約交渉を実施しない旨が伝えられ、代表取締役らもこれを了承した。

イ、同年4月4日、情報システム運用・保守業務に関する契約審査委員会が開催された。席上、上記の通り落札者であったシステムスクエアが「申込みの価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある」に該当すると判断されたことを踏まえ、従来の調達における課題について議論がなされた結果、①最低価格落札方式では契約履行の担保を、競争参加資格、技術審査及び業務体制表の提出など参加者からの提出資料に基づく確認によらざるを得ず、履行能力の審査に限界があるという点や②新利用者管理システム、運用履歴管理システムについて、一般仕様として仕様書に明記したが、他メーカーのシステムでは実質的に運用が困難であり、競争が難しいという点が挙げられた。審議の結果、次期契約（平成25年7月1日～平成26年6月30日）については、最低価格落札方式ではなく、公募型企画競争を採用することになった。これは、価格のみならず、企画、技術の提案等を公募して総合的に評価する契約方法であり、これにより、履行能力の審査を客観的基準で事前に評価することが可能となるものである。また、競争性のない新利用者管理システム、運用履歴管理システム用のソフトウェア保守業務については、ダンテックを相手方とする随意契約を締結することになり、その契約期間は、次々期の調達契約を踏まえ、平成25年4月1日から平成

26年6月30日の15か月間とされた。

なお、同日の審議において、企画書等評価委員会の委員長を情報統括部長であった元情報統括部長とする提案がなされたが、これに対しては、運用当事者は評価委員から外すべきであるとして委員長はじめ他の委員からも異議が唱えられたため、同提案は採用されなかった。

(5) ダンテックが落札するに至った経緯について

ア、上記委員会での審議を経て、4月9日に、仕様書(案)の作成、契約執行決裁が行われ、企画書等評価委員会が設置された。同委員会の委員長には、病院長が就任した。

翌4月10日に公募型企画競争の官報掲載がなされ、仕様書・評価基準書、企画競争説明書の作成及び交付が行われた。入札書の受領期限及び開札の日時は、6月4日とされた。

イ、その後、5月16日に開催された契約審査委員会において、上記入札案件について審査が行われた。同会議において、まず、オブザーバーである元調達企画専門職から、情報ネットワークシステム運用・保守契約の方法、予定価格等並びに仕様書の内容について説明が行われた。また、4月9日に設置された企画書等評価委員会については、病院長を委員長とし、委員は委員長が指名して決定したこと、応札業者と評価委員との間に一定の経済的関係がある場合は応札業者の利益を優先させる危険性があるため、評価委員に対し利益相反に関する自己申告書の提出を求めることとした、との説明がなされた。これについて、契約審査委員会では、「利益相反に関する自己申告書」の申告期間を提案のあった「過去1年」ではなく「過去3年」とした上で、承認されることとなった。

ウ、同年5月30日、競争参加資格・企画書の受領期限を迎え、翌5月31日10時に、技術審査委員会が開かれた。この会議において、5月30日17時までにダンテック、(株)NDD(以下、NDDという)の2社から関係書類が提出されたことが報告され、情報ネットワークシステムを安定稼働さ

せるための履行能力を備えているどうか、また業務の再委託範囲や内容に問題がないかが検討された結果、上記2社とも国循の定める参加条件及び仕様を満たしていることから履行能力を有しており、入札に参加することが認められるとの結論に至った。

また、同日14時に、先に設置された企画書等評価委員会において、応募者による企画提案書のプレゼンテーションが行われ、評価委員による評価が行われた。評価結果は、700点の配点に対し、ダンテックが587点、NDDが266点であった。なお、各評価委員については、「利益相反に関する自己申告書」により、プレゼンテーション参加者（ダンテック、NDD）との間に利益相反となる関係がないことが確認された。

エ、6月4日に見積書の受領期限を迎え、開封の結果、評価点が高く、かつ見積金額の低いダンテックとの間で、6月6日に、契約期間を平成25年7月1日から平成26年6月30日とする情報ネットワークシステム運用・保守契約が締結されることになった。

8. 元情報統括部長逮捕に至る経緯

平成26年11月18日、元情報統括部長は国循の情報システム運用・保守業務の入札に関して、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法）違反及び公契約関係競売等妨害罪容疑で逮捕され、同年12月8日に起訴された。

第三者委員会として現時点で把握している公訴事実の内容は、概ね下記のとおりである。

- ① 平成24年3月19日、国循の元情報統括部長執務室において、ダンテックの代表取締役に対して、NECが競争参加資格審査のために提出していた運用支援従事者数等が記載された書面を電子メールにて送信することによって、NECの体制を教えた。
- ② 平成25年度の一般競争入札において、平成24年11月頃、情報統括部長の執務室でダンテックのみを仕様書案の作成に関与させると共に、ダン

テック以外の業者の参入が困難になるような条件を盛り込んだ仕様書を作成し、その事情を隠して入札に供した。

- ③ 平成25年5月中旬頃から同年6月4日までの間、元情報統括部長の執務室などにおいて他の企画評価委員らにその条件を秘して、予めダンテックによる受注を承諾していたNDDを競争に参加させた上、NDDにダンテックより高値で応札させると共に、ダンテックの社員E氏に対してダンテックが作成提出すべき企画提案書に関して助言指導を行った。

なお、逮捕に至る前の平成26年2月に、平成26年度の「病院情報システム高速ネットワークシステム保守業務請負契約」に関し、他社が提出した提案書を国循の職員がダンテック側に漏洩した旨の情報が寄せられた。調査の結果、当該職員は元情報統括部長であることが判明した。これについて元情報統括部長は、提案書に記載されていた価格の妥当性を検証するため、ダンテックが当該対象契約に参加しないことを予め確認のうえ同社に提案書を渡して意見を聴取したと釈明し、ダンテックが示した意見を基に当該社と交渉した結果、価格は360万円から216万円まで低減することが出来た旨述べた。契約審査委員会では、元情報統括部長のこの行為は、直ちに不正行為とまでは断じ得ないものの、契約事務に係る職員として誤解を招く行為であると判断し、当該入札を停止する等の措置が取られることとなった。この事実もまた、元情報統括部長とダンテックとの間に不明朗、不適切な関係があるのではないかとの疑念を抱かせる一因になったものと思われる。

第4 疑念を抱かれるに至った要因

上述のとおり、元情報統括部長については、国循の情報システム運用・保守業務の入札に関連して、入札等の公正を害する不正な行為があったとして、官製談合防止法違反等の罪により起訴される事態となっている。冒頭述べたように、上記公訴事実の有無については刑事裁判の場で明らかにされるべき事柄であり、第三者委員会としては刑事裁判への影響を考えると、軽々にその認定に

踏み込むことは避けなければならない。そこで、以下では、こうした疑念を抱かれるに至った要因がどこにあり、どのような問題が伏在していたのかについて検証することとする。

1. ガバナンス上の問題

(1) 国循は、ナショナルセンターであり、そこで行われる医療は、単に一医療機関として行われる医療に留まらず、政策医療（国がその医療政策を担う医療）の一つである我が国における循環器病対策の構築を担う責務がある。かつての循ネット、現在のNCVCネットはそのために構築されるものであり、また医療情報システムの重要性も同様である。したがって、病院長は、理事長の指示を受け、最高情報責任者（CIO）として政策医療推進のための医療情報システム構築を主導しなければならない立場であると言える。

医療情報システムの導入に当たって、国循として、どのような医療を行うのか、そしてそのためにはどのような医療情報システムが必要であるのか、どのような工程が必要であるか等の基本的な議論については、執行役員会に報告がなされていたことは一応認められる。しかしながら、仕様書の作成等は事実上コンサルタントに任せきりになり、その内容に責任を持ってあたる職員がいないという状況であったこと、元情報統括部長着任以前に、セキュリティポリシーすら存在しなかったこと、また、元情報統括部長着任以後のシステム構築についても、IT戦略会議等が月一回開催されていたことが窺えるものの、その議事録すら作成されていなかったことなどは、会議自体が、CIOが主導すべき議論の場ではなく、部局よりの報告の場となり、たとえそれが議論されたとしてもおそらく国循全体の中では重要視されなかったことを窺わせる。またそうしたことから、情報管理・運營業務についても、元情報統括部長着任後、研究所と病院の情報システム・ネットワークを統合し管理運営する情報統括部が設置されたものの、元情報統括部長以下、元医療情報システム管理室長、研究基盤管理室長、IT知的資産戦略室長、元情報管理室長のそれぞれの役割・責任分担が明確でなく、結局のところ企画立

案業務が全て元情報統括部長に一任された体制となったものと思われる。

(2) また、国循が平成22年度に独立行政法人になったことに伴い、職員は、国家公務員から非公務員（独立行政法人職員）に身分が変わったが、関係法律上、いわゆる「みなし公務員」として扱われ、従前の国家公務員時代と同様、自らの行動を厳しく律することが求められている。しかし、国循では、大学や民間企業に在籍した後にセンター職員に採用となった者も多いことから、厚生労働省所管の公的機関における職員として承知していなければならぬ法令遵守や倫理等に係る制度を熟知出来ていない職員が存在していた。とりわけ一般論ではコンプライアンスの重要性を認識していても、具体的行為についてのコンプライアンス意識の欠如が問題であった。本件当時の国循幹部において、こうした根本的な問題点に目を向けて、真剣に方策を検討し、組織のトップによるメッセージの発信や研修の充実等職員のコンプライアンス意識の向上、徹底に向けた取組が十分になされていたとは言い難い。以上、今回の調査において判明した二つのことがらをあげたが、こうした組織のガバナンスの欠如が今回の事態を招いた根本的な原因であると言わなければならない。

2. コンプライアンス上の問題点

(1) 元情報統括部長に対する権限集中

元情報統括部長は、病院長からの推薦で国循に招聘されて以降、強いリーダーシップをもって電子カルテシステム導入を進めていったことが窺える。また、元情報統括部長が電子カルテシステム導入の際に見せた強いリーダーシップと情報システムに対する卓越した知見により幹部の信頼を得て、NCVCネットワーク業務に関しても主導的な役割を担うようになったと認められる。

そして、国循に招聘された後ほどなくして、医療情報システムに限らず国循全体の情報システムを統括する情報統括部長に就任したが、NCVCネットワークの仕様書案作成については、自身と、

元情報クオリティ管理室長ら限られた部下と共に進め、一方、従前ネットワーク構築の中心的立場にあった元医療情報システム管理室長をはじめ、研究基盤管理室長、IT知的資産戦略室長、元情報管理室長ら、各部門から責任者として選任され情報統括部において元情報統括部長の下に配置された4名の室長は、トップダウンで外部から招聘されて上司の立場に立つことになった元情報統括部長に対するわだかまりもあって同元部長と一体になって業務を推進するという姿勢を欠き、またその執務場所が同元部長や元情報クオリティ管理室長とは別の場所に移転されたこともあって、仕様書案の作成に直接関わるものがなく、同元部長の手で出来上がった案を追認するだけになるなど、同元部長との間の意思疎通も希薄になり、その圧倒的な知見とリーダーシップもあって、同元部長の業務が適正に行われているかどうかをチェックして意見を述べる者が事実上いない状態となった。

このように、情報システムに関して元情報統括部長に権限が集中し、同元部長の業務をチェックする立場にあり、かつチェックできるだけの知見を有する者がいない状態であったことが、このような事態が生じる温床になったと受け取られ、捜査当局より本件の疑念を抱かれることとなった背景の一つとすることができる。

(2) 元情報統括部長がダンテックの関連会社において兼業していたこと

前述の通り、元情報統括部長が国循に着任して以降、同元部長が情報統括部長として所管していた国循ネットワークシステムの運用・保守業務をダンテックが受注するようになったが、同元部長はダンテックの当時の代表取締役が代表取締役を務めるアイヴィスの顧問に就任し、月額15万円の報酬を得ていた。前述の通り、ダンテックとアイヴィスの関係は、代表取締役が同一人物であったばかりでなく、アイヴィスの本店所在地はダンテック大阪支店の所在地と同一であり

、情報統括部の備品の購入に関して納品業者との間でメールの受発信をしたアイヴィスのB氏はダンテックとアイヴィスの両

社にメールアドレスを有し、メールの文中でも「アイヴィス（ダンテック）の B と申します。」「ダンテックのグループ会社のアイヴィス」と述べる等両社が緊密な関係にあったことが窺える。

このように、元情報統括部長が顧問を務め、報酬も受領していた会社の関連会社（事実上一体のものと推測される）であったダンテックが、元情報統括部長着任後に国循との取引を開始・拡大していったという事実は、元情報統括部長が自らの地位を利用して、ダンテックが国循から受注するにあたっての便宜をはかったとの疑いを向けられるようになった大きな要因の一つであると思われる。

（3）ダンテックが国循に対し便宜をはかっていたこと

本件においては、国循における情報関係の業務の発注に大きな影響力を有していた元情報統括部長の業務に関連して、在任中にダンテックが国循に対し自己の負担のもとに便宜を図っていたことも、今回の疑念を抱かれるに至った要因の一つと思われる。

すなわち、元情報統括部長が国循に招聘されてしばらく経った平成24年に、それまで国循の職員であった I 元非常勤研究補助者を、ダンテックが雇用したうえ引き続き国循の業務に従事させることとなった。

その間の事情はともあれ、ダンテックが元情報統括部長の要請に応じて便宜を図ったと受け止められる要因の一つになったものと思われる。また、これは、従前国循から I 元非常勤研究補助者に支払われていた対価について、ダンテックが国循に代わって負担するようになったと見ることができる。

また、平成24年10月に、医療情報部のレイアウトの変更に伴って発注された備品について、元情報統括部長の指示によりダンテックに代金の請求がなされ、最終的にアイヴィスはその支払いを行ったという一連の事実も、

同元部長とダンテックとの不透明、不適切な関係を疑わせる要因になったものと思われる。

さらに、逮捕に至る数ヶ月前にも、元情報統括部長が他社から提出された提案書をダンテックに開示し、当該提案書に記載された価格の妥当性についてダンテックが意見を述べる等したことも、元情報統括部長とダンテックとの間のそうした疑念を増幅する一因になったのではないかと思われる。

ダンテックが行ったこれらの行為は、元情報統括部長個人に直接利得をもたらすものとは認められないものの、同元部長が国循に来てからダンテックが国循との取引を開始・拡大していることと併せ考えると、ダンテックが国循との契約を受注するにあたって同元部長が何らかの助力をし、その見返りとしてダンテックからの便宜が供与されていると疑われる要因になったものと思われる。

3. 仕様書作成上の問題点

平成24年度、25年度の情報ネットワークシステム運用・保守業務委託の仕様書は、NCVCネット再構築計画の下で進められたものであり、前記の通り、単なる運用・保守管理業務の域を超えて、国循の基幹とも言える情報システムを大幅に変更するものと受け止められるものであった。そのような仕様書の策定について、手続き的にも単なる運用・保守管理業務の一般競争入札による手続きに則り進められたことが最大の問題点である。その結果、国循全体での議論が乏しく、仕様等策定委員会も設置されず、職員への基本方針の説明の機会もなかった。

当該仕様書策定にあたっては、関係者の中で現状の問題点の把握や将来構想等が議論されて共有化されることなく、一人の部長にその全てが委ねられ、実質的な議論がなされた作業部会は、元情報統括部長を中心とする限られたメンバーのみで開催されたうえ、受託者であるダンテックの従業員が参加して、新利用者管理システムに関し説明や提案を行う等積極的な関わりをするといった状況であった。かくして、ブラックボックスの中で仕様書案が作成

される結果となり、IT戦略会議等はその報告の場となっていたと思われる。上記のごとく大幅な内容変更であるにもかかわらず、仕様等策定委員会を開催することなく仕様書が決定されたことは大いに問題である。唯一の審査の場として、契約審査委員会が存在したが、契約のあり方のみが審査対象とされ、契約の技術的な内容等については審査対象となっておらず、十分なチェック機能を果たし得なかった。上記のような事態を招いた原因としては、①理事長以下の幹部が国循全体の運営にかかる情報システムの再構築について、一人の部長に全権を委任する体制を組んだこと、②そのためネットワーク再構築事業を運用・保守業務の範疇で取扱うことになったこと、③仕様書作成について仕様等策定委員会が設置されなかったこと、④作成された仕様書の内容をチェックする仕組みがなかったこと、⑤付議案件に手続き的な瑕疵がある場合の対処策が取り決められていなかったことなどがあげられる。

[REDACTED]

4. 入札手続き上の問題点

平成25年度の入札に関しては次のような問題点を指摘することが出来る。

(1) 平成25年度の一般競争入札について

ア、前述の通り、新利用者管理システムはダンテックの提案に基づくものであるが、元情報統括部長が主宰する情報統括部では定例会、作業部会が頻繁に開催され、こうした会合に運用・保守業者であるダンテックの担当者が出席し、議事録作成も担当していた。ダンテックはこうしたことから、次年度(平成25年度)の入札に関して有利な情報を入手し得る立場にあった。前述し

たところであるが、例えば、ダンテックが出席した平成24年7月24日の作業部会では、翌日のIT戦略会議の議題である「NCVCネットワークの再構築（骨子）」について、同じ資料を基に議論がなされている。また、同年11月には、「平成25年度情報システム運用保守業務」の仕様書に関連して、12月6日の契約審査委員会の前に、関係者に仕様書案がメール送信されているが、その時期には、ダンテックも参加する定例の作業部会が数度にわたり開催されている。

今回の事態を受けて実施した外部コンサルタント（(株)メディカルエージェンシー）による検証においても、「センターの情報システム運用・保守に係る業務委託を受注している会社（ダンテック）の職員が、センターの情報システムに関する企画立案業務に関わっていることはコンプライアンスの観点から適切でない」との指摘がなされているところである。

イ、国循は、運用・保守業務契約を一般競争入札、単年度契約として行っているが、競争性を高めるためには、応札者を増やさねばならない。従って、発注者は、応札者に入札に必要な情報を開示するなどの便宜を用意する必要がある。通常、新応札者が受託し業務を開始するためには、次の2種類の調査が必要となる。

- ・現状仕様調査

入札準備において、運用・保守対象であるシステムの現状仕様に関して、当該システムの関連文書を閲覧することによって仕様を調査するのが通常である。しかし、関連文書が整備されていない場合には、現受託者から直接ヒアリングすることになる。これに基づいて、技術情報を整理し、見積もりを算出する。

- ・引継調査

受託業務開始前に、前の受託業者が作成した引継書類等によって運用に必要な情報を入手する。しかし、引継書類が整備されていなければ、前の受託者に直接ヒアリングする時間を委託者の指示に基づいて用意し

てもらうことが必要になる。

国循が単年度運用・保守契約を毎年継続させるのであれば、仕様調査と引継作業は毎年発生する。国循は、まず仕様調査に必要な情報提供（閲覧）の便宜を図ることを仕様書に明記すべきであった。また、受託者には、次年度の受託者に対して引継作業に応じるための時間を用意しなければならないことを予め契約に明記しておかねばならない。しかし、国循の仕様書にはそのような記述はなく、応札者に入札に必要な情報を開示する配慮に些か欠けていた。

ウ、平成25年度仕様書では、前述の通り新利用者管理システムを前提としているが、同システムはダンテックが著作権を所有し、なおかつ同仕様書はソフトウェアメンテナンス（契約中文言によれば、維持管理）に応じることを要求している。従って、ダンテック以外の事業者は著作権者であるダンテックの許諾を得るか、同社に再委託しなければ受託業務を実施できないことになる。

情報システムの運用・保守契約の締結において競争性を確保するためには、当該契約に関わる情報システムの開発関連文書（システム基本設計書、仕様書、ソースコードなど）を発注者である国循が保有することが必要である。すなわち、当該情報システムの著作権を国循が保有していることが前提となる。今回の事案において、新利用者管理システムについてはダンテックが著作権を有しており、国循はダンテックとの間でライセンス契約を取り交わしているわけでもない。

上記のような諸点が、平成25年度の入札手続きにおいて、ダンテックを有利な立場に置いたのではないかとの疑念を生ぜしめた要因になっているのではないかと思われる。

（2）公募型企画競争について

国循では、契約事務取扱細則第19条において、競争において入札によらないことができる場合として、「公募型企画競争」が規定されているが、公

募型企画競争については、「契約の性質又は目的から価格のみならず企画、技術の提案等を公募して総合的に評価する契約方法」とされ（同細則第19条第1項）、「公募型企画競争に付することができる契約は、測量・建設コンサルタント等の契約その他の契約であって、理事長等が公募型企画競争に付することが適当であると認めた契約とする。」と規定されているにとどまり（同第19条第2項）、「公募型企画競争に付することが適当である」か否かについて決定するに当たり、どのような場で、どのような手続で検討・判断がなされるのか等については明確な規定が置かれていなかった。こうしたことが、今回の一連の経緯の中で、意図的に一般競争ではなく公募型企画競争を採用しているのではないか、特定の者が受注しやすくなっているのではないか、特定の職員の意思によって競争方法が決定されているのではないか、という疑念を招いた一因となったことが窺える。

今回の案件に係る公募型企画競争は平成25年4月10日に官報掲載され、企画書受領期限は5月30日である。入札資料については、ダンテックは5月2日に入手しているが、NDDは、企画書受領期限のわずか1週間前の5月23日に入手している。NDDが採用に足りる企画書を作成し本案件の受注を目指すのであれば、もっと早くに入札資料を入手していたのではないか、当初から受注の意思がなく形だけ入札に参加したのではないか、との疑念を持たれた要因になっているのではないかと思われる。

5. 従前の国循の体制と問題点

国循では、業務の適正を確保するため、各種委員会等が置かれていたが、以下に述べるとおり、本件当時の体制は十分であったとは言えず、またこれら委員会等が本来の機能を十分に果たしていたとは言い難い。そのことが、本件の事態を事前に防止することが出来なかった要因となっている。

(1) 基本的なコンプライアンス体制の不備

国循では、今回の件が取り沙汰されるようになった後の平成26年11月1日にコンプライアンス推進規程、コンプライアンス委員会規程が制定され、

同規程に基づいてコンプライアンス委員会が設けられた。同委員会は、

- ・コンプライアンスにかかる重要な方針の策定に関すること
- ・コンプライアンスにかかる啓発及び教育研修に関すること
- ・コンプライアンスに反する事案の処理に関すること
- ・その他、コンプライアンスの推進に関すること

を審議することを任務としており、国循全体のコンプライアンスに関する問題に広く関わることとされている。上述のとおり、こうした体制が取られたのは今回の件が取り沙汰されるようになった以降のことであり、本件当時は、様々な委員会が置かれていたが、こうしたコンプライアンスに関して全体を取りまとめる基本的な組織が欠けていた。

また、国循では、平成22年度に独立行政法人に移行したことに伴い、コンプライアンス室が組織上設置されたが、実態としては室長が発令されておらず、コンプライアンス室としての活動も行われていなかった。監事監査による指摘を受けて平成25年3月よりコンプライアンス室長に外部の弁護士を発令し活動を開始したが、病院・研究所という組織におけるコンプライアンス活動の参考事例がなかったことから、コンプライアンス関係規程の項目の検討に終始し、実質的にはコンプライアンス室長（弁護士）に対する法律相談に終始して、組織的なコンプライアンス活動には至っていなかった。

こうした基本的なコンプライアンス体制の不備が、今回の事態を防ぎ得なかった要因の一つと言わなければならない。

(2) IT統括委員会の問題点

IT統括委員会は主に情報システム全般の整備・管理運用等に関する事項を審議することを目的とするが、平成25年4月に情報システム運用基本規程によるIT統括委員会規程が作成されるまではIT戦略会議の呼称により、病院情報システム統括管理者である病院長を中心とする幹部職員によってほぼ毎月会合がもたれ情報システムの基盤整備や運用・保守業務の方法等が審議されていた。

記録によれば、本件に関するIT戦略会議の開催は次の通りであった。

- ・平成23年12月14日－平成24年度情報システム運用・保守業務の方法を審議
- ・平成24年2月16日－新利用者管理システムや各ネット器機情報等の統合管理を審議
- ・平成24年7月25日－NCVCネットワークシステム再構築方針（骨子）を審議
- ・平成24年11月14日－平成25年度情報システム運用・保守業務の仕様書を審議

しかしながら、IT戦略会議は国循の情報システムに関する重要な会議であるにもかかわらず議事録も作成されておらず、提出書類などの整備保管も不十分であり、審議の経過や決定事項などが不明瞭である。なお、前述の通り、医療情報システムの導入に当たって、国循として、どのような医療を行うのか、そしてそのためにはどのような医療情報システムが必要であるのか、どのような工程が必要であるか等の基本的な議論については、執行役員会に報告がなされていたことは一応認められる。しかしながら、仕様書の作成等は事実上コンサルタントに任せきりになり、その内容に責任を持ってあたる者がいないという状況であったこと、元情報統括部長着任以前に、セキュリティポリシーすら存在しなかったこと、また、元情報統括部長着任後のシステム構築についても、IT戦略会議等が月一回開催されていたことが窺えるものの、その議事録すら作成されていなかったこと等からして、おそらくIT戦略会議においてもそうしたことが重要視されなかったのではないかとと思われる。前述したところであるが、これが今回の事態を生んだ根本的な要因の一つであると言わなければならない。

またIT戦略会議の前には、ダンテックの社員を含めた作業部会が開催され新利用者管理システムや情報ネットワークシステムに関する諸課題について話し合いが持たれ、IT戦略会議で配付予定の資料が予めこの作業部会で

も配付されていた。このような会議（作業部会）で国循の情報システム運用・保守業務に携わっている業者(ダンテック)に情報システムに関する提案や意見具申をさせ、後日入札に参加することを許したのは問題であると言わざるを得ない。アクション・プログラム実行推進委員会（平成5年8月13日閣議決定・平成6年3月28日発簡）決定事項の「6技術仕様」では「機関は公平な方法で仕様を作成する。機関は外国の供給者を含むいかなる供給者に対しても障壁を設ける意図をもって、技術仕様を立案、制定又は適用しない。当該調達が生産システムの代替又は既存システムとの接続のために行われる場合には、仕様は競争に障害をもたらすように策定されない。」として独立行政法人を含む公共部門における調達に際して調達仕様書を作成する場合の公正性の確保を求めている。また、「公正性や平等性が確保されない限り、調達の仕様作成に直接関与したいいかなる供給者も入札過程に参加することを認めない。」として、公正性や平等性が確保されない限り仕様書の作成に直接関わった者を入札に参加させること禁止している。当時国循で行われていた前記のような取扱は、上記決定事項に反するものと言わざるを得ない。

（3）仕様等策定委員会の問題点

仕様等策定委員会は、国循における物品や役務の調達に際し必要に応じた調達ができるよう調達方法・仕様書・評価基準その他資料及び競争参加資格等を策定し、仕様書等の公正性を確保し調達手続きの適正性と透明性を確保することを目的としている。

しかしながら、平成22年11月から同年12月にかけて開催されたWGコアメンバー会議において情報システム構築（電子カルテ）に関する仕様書について議題となったという記述はあるものの、仕様等策定委員会の開催記録や議事録は存在しない。また、平成25年度情報ネットワークシステム運用・保守業務委託に関する仕様書の作成に当たっても、仕様等策定委員会の開催記録や仕様等策定の経過に関する記録が残されていない。これは、当時の国循においては仕様等策定委員会が機能しておらず、仕様書が一部職員の

個人的な技能や能力に依存して策定され、あるいは特定の業者の提案を受け入れて策定されていたことを物語るものと思われる。

国循の仕様等策定委員会実施要領によれば、対象案件は原則として全ての調達予定案件とされ、必要に応じて外部委員を加えて原則3名以上で構成され、仕様書等の策定に当たっては公正な方法で策定し、いかなる供給者に対しても障壁を設ける意図を持って仕様書等を策定してはならないとされており、審議の内容は議事録にまとめられ所定の決裁を受けることになっている。しかしながら、この委員会の実施要領が施行されたのは本件が取り沙汰されることになった以降の平成26年11月であり、本件当時の国循の仕様書等の作成に対する重要性の認識度が低かったといわざるを得ない。

(4) 兼業審査委員会の問題点

国循の職員は、原則として兼業を禁止され、例外的に業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないと認められる場合にのみ兼業が許可されることとされており、職員の兼業について審査し、その適否を判断する委員会として兼業審査委員会が設置されている。元情報統括部長については、医療情報部長に就任するに際して、前述の通り兼業審査委員会において審査がなされ、アドバイス他について兼業許可がなされているが、同委員会の手続きには以下のような問題があったと言わなければならない。

- ① 職員兼業規程によれば、兼業許可を受けようとする職員は、所定の兼業許可申請書に必要な書類を添えて、兼業開始予定日の30日前までに申請を行わなければならないとされている。しかしながら、本件においては平成23年9月1日から始まる兼業について、その2日前である同年8月30日に申請書が提出され、翌31日に開催された兼業審査委員会において審議され、即日承認されるという、上記規程から逸脱した極めて性急な処理が行われている。

本件については、病院長主導の下、急遽元情報統括部長を招聘したという経緯があり、

兼業の是非について慎重な検討を行うよりも、早急に手続きを進めるという要請が優先されたと推測できる。病院長自身（兼業審査委員会の委員でもある）が、元情報統括部長の兼業について職務の遂行に影響を与えないことを確認する署名・捺印をしていたことも、他の委員に対して本件については速やかに許可を与えるべき事案であることを伝える役割を果たしていたと思われる。

- ② なお、本件兼業許可にあたっては、大阪大学においても従前許可されていたということもあって、兼業審査委員会における審査が甘くなってしまうということが窺えるが、アドバイスについては元情報統括部長が提出した申請書類の中に大阪大学からの兼業許可通知が含まれておらず、大阪大学においても兼業が許可されていたのかどうか確認できていない。いずれにしても、大阪大学で兼業が許可されていたとしても、大阪大学において行っていた業務・立場と、国循において行う業務・立場とが同じ範疇なのか否かを踏まえた上で兼業を許可すべきかどうかを判断すべきであるが、当時の兼業審査委員会でそのような視点から審議、検討がなされた形跡は認められない。大阪大学で許可されていたことは国循における審査を甘くして良い理由とはならない。
- ③ 兼業審査委員会規程によれば、「利害関係のある企業等との兼業の適否の判定については、必要に応じて申請者及び兼業先に対してヒアリングを実施するものとする」と規定されているが、委員会に提出された申請書類の限りで利害関係が認められなければ、委員会の方から積極的に利害関係の有無を調査することはなかった。前述の通り、元情報統括部長が国循に着任した平成23年9月1日時点で、アドバイスの代表取締役はダンテックの代表取締役と同一人物であり、アドバイスの本店所在地として登記されている地番は、ダンテック大阪支店として登記されている住所と同一であることから窺えるように両社は密接な関係にあった。元情報統括部長がアドバイスに関して提出した申請書には「親会社 無」

とあるだけで、そうした関連会社の有無については記載がなく、また委員会の側からそのような点についての記載を求めたり、質問を発したりすることもなかったことから、兼業審査委員会ではこうした両社の関係については全く認識、把握しないまま手続きを進めたことが認められる。

- ④ 本件においては兼業許可に際してアイヴィス、エムケイエス両社について月ごとに兼業の記録を提出するよう条件が付されていたが、元情報統括部長からは兼業が認められた最初の月である平成23年9月分の記録は提出されているものの、それ以降については記録が提出された形跡がなく、国循がそのことを問題にしていた様子も窺えない。このように、兼業を許可した後のチェックについても、規程等に従った厳格な運用がなされていたとはおよそ言い難い。

職員が取引先ないしその関連会社において兼業しようとする場合には、兼業を許可するかどうかについて厳しい審査が行われるべきであり、許可するとしても当該取引先との取引が適正に行われているかを継続的にチェックすることが、コンプライアンス上重要である。しかしながら、本件においては、国循はアイヴィスがダンテックの関連会社であるとの認識を持たず、従って元情報統括部長のアイヴィスにおける兼業について、兼業を許可した時点においても、またその後においてもチェックが行われた形跡が見られないのであって、こうした点において問題があったと言わざるを得ない。

第三者委員会の調査の結果、兼業審査委員会自体、兼業の適正を厳格にチェックするための委員会ではなく、「産学連携を押し進めるにあたり研究者が兼業をするお墨付きを得るための委員会」であるとの認識を持っていたことが認められる。いかに制度・体制を整えても、兼業の是非を審査する機関自体がかかる認識を有しているのであれば、審査自体も自ずから形骸化したものとならざるを得ないことは自明の理と言わなければならない。

(5) 利益相反マネジメント委員会の問題点

利益相反マネジメント規程は、役員及び職員の利益相反状態の発生による

弊害を防止するため、国循及び職員等の利益相反の適切な管理に関し必要な事項を定めており、利益相反マネジメント委員会は同規程に基づいて、利益相反に関する重要事項を審議・審査するため設置されている。

利益相反マネジメント規程により利益相反は次のように定義されている。

「産学官連携活動によって生じる次のいずれかの状況により、センターの社会的信頼が損なわれ得る状況をいう。

- イ 職員等が得る利益（兼業報酬、特許に係る収入、未公開株式の保有等）と、センターにおける責任が衝突・相反する状況
- ロ センターが得る利益とセンターの社会的責任が相反する状況
- ハ 職員等の企業等に対する職務遂行責任とセンターにおける職務遂行責任が両立し得ない状況

そして、利益相反マネジメント規程によれば「職員等は、利益相反状態の発生による弊害が懸念される場合は、利益相反マネジメント委員会が設置する利益相反相談室に相談する等、利益相反状態の発生による弊害の回避に自ら努めるものとする。」と定められている。本件では、元情報統括部長が採用となった際の「医療情報部長（後に情報統括部長に配置換え、医療情報部長を併任）」という職責と民間情報システム関連会社の役員兼業については、利益相反が発生する可能性があったが、元情報統括部長が自ら利益相反相談室に相談したり、利益相反マネジメント委員会に審査申請した事実はなかった。

国循では、上記の通り、利益相反が懸念される案件については利益相反マネジメント規程により、利益相反マネジメント委員会において審議し、マネジメントを行うことと規定されているが、職員の利益相反に係る認識が不足していたこともあって、正式な利益相反マネジメントに係る相談が寄せられることはなく、実際には利益相反マネジメント委員会が開かれたことはなかった。このように、国循では、利益相反マネジメント委員会は事実上機能しておらず、その役割を果たしていなかった。

(6) 契約審査委員会の問題点

契約審査委員会は、契約事務取扱細則に基づき、国循が締結する物品の購入や役務の提供に関する各種契約事務の適正かつ効率的な運営と契約の公正な競争を確保するために設置されている。契約事務取扱細則では、予定価格が1,000万円以上の契約、公募型企画競争による契約、予定価格が500万円以上の随意契約等重要な契約については必ず事前に同委員会に諮ることが義務づけられており、理事長等は同委員会の答申を尊重しなければならないことが定められている。

本件当時の契約審査委員会では、懸念される点や問題とすべき点について指摘がなされ、一定の役割は果たしていたことが認められるが、情報システムに関するすぐれて専門的な契約であったこともあり、契約のあり方のみが審査対象とされ、契約の内容については十分なチェック機能を果たし得なかった。また、正当な審議決裁手続きを経ていない資料による審査が行われたことが窺われ、特に仕様等策定委員会の審議結果を経ていない仕様書等による審査が行われたこと、審査の過程で出た反対意見や少数意見を契約締結条件に反映させる（あるいは反映させない）具体的な手続きが欠落しているとともに、理事長に対する答申書にも十分反映できていなかったこと等の問題が見られた。

また、契約審査委員会は、入札手続きの重要なチェック機関であり、その重要性の観点から契約審査実施要領において外部委員が必須となっている。しかしながら、当時は外部委員が1名体制（公認会計士）であり、複数名の外部委員を配置し客観性を担保している他の主要委員会に比べて、審査体制が必ずしも十分とは言えない状況であった。

(7) その他の問題点

ア、内部通報手続きの問題点

国循では、内部通報事務手続規程が設けられており、同規程に基づいて、職員等は内部で発生した法令違反行為について所定の通報相談窓口にご相談、通報をすることが出来ることとなっており、相談または通報したことを理

由としていかなる不利益な取扱いも受けないことが保証されている。

ところが、対象となるべき法令違反行為は広範に及ぶにもかかわらず、平成24年8月にセクハラ等の相談窓口について広報がなされたにとどまり、職員等に対して内部通報手続全般に関するきちんとした周知がなされたことがない。そのためか、内部通報制度が設けられてから今日まで相談窓口で相談や通報がなされたことは一度もなく、実際には全く機能していない状況にある。本件についても、こうした制度がうまく機能していれば、深刻な事態を迎える前に適切に対処し得ていたのではないかと思われる。

イ、業者との関係についてのチェック体制の不備

本件では、元情報統括部長とダンテックという特定の業者との密接な関係が問題となっているが、国循においては職員と業者との関係をチェックする体制が十分に整っているとは言い難い状況であった。まず、業者の国循施設内への出入りについて、出退の際に名簿に記入させるなど、事後的にチェックできるシステムが存在しなかった。また、備品について、国循の事務部門を通して発注されたものと、そうでないものとの区別をするシステムがなかった。これらのシステムが存在しないことは、職員が特定の業者と業務に関して密接な関係を持つことについて、不正の温床とならないようにチェックする必要があるとの認識が不十分であったことを窺わせる。そのような体制の下では、職員らが特定の業者と密接な関係を持つことについて危機意識を持つことを期待することはできないといわなければならない。

ウ、緊急に職員採用を行う場合の問題点

本件においては、電子カルテ導入にあたってこのままでは予定どおりの稼働ができないとの病院長の判断の下、平成23年7月頃に大阪大学在籍中の元情報統括部長に声をかけ、同年9月1日から医療情報部長に着任してもらったという経緯がある。このように切迫したスケジュールで招聘するにあたり、元情報統括部長には腕を振るえるよう十分な権限を与えるこ

とを約束すると共に、兼業についても大阪大学在籍中に認められていたものについてはこれを許可することを示唆したことが窺える。このような経緯で招聘したことから、元情報統括部長には就任当初から病院長のお墨付きの下大きな権限が与えられ、また兼業に関しても規程では兼業開始の30日前に申請書を出さなければならないことになっているにもかかわらず、兼業開始の2日前に申請書が提出され、翌日に開かれた兼業審査委員会で即日兼業が許可されるという特例的な扱いがなされている。このように、電子カルテ稼働予定日が間近に迫っているという状況の中で、元情報統括部長に速やかに着任してもらって腕を振るってもらえる環境を作ることが優先され、同元部長の業務が適正に行われるようチェックするという考えが後回しにされたことが窺える。そして、電子カルテが稼働し、同元部長が情報統括部長に就任してからも、上記のような体制がそのまま維持され、引き続き元情報統括部長には大きな権限が与えられ、依然として同元部長の業務の適正性をチェックするという発想に乏しかったと認められる。

緊急時に通常の手順とは異なる対応が必要となることはあり得るが、それがどのような場合に、どのような手順を踏むことによって認められるのかをある程度ルール化しておかなければ、歯止めが利かなくなってしまう。本件のケースは、まさに特段の歯止めもないまま、元情報統括部長を招聘する必要性ばかりが優先され、特例的な対応が継続してしまったものと考えられる。

6. 総括

以上の通り、情報システム運用・保守業務の入札に関連して、入札等の公正を害する不正な行為があったのではないかとの疑念を抱かれることとなったのは、

- (1) 医療情報システムの導入において、国循としてどのようなシステムが求められており必要であるのか、そしてそのためにはどのような工程を踏んで整備することが必要であるか等の基本的な議論が十分にな

されず、基本的な方針が示されることなく、一部の専門家に全て委ねられ、技術的な問題のみが議論され、決定されていくプロセスが進行したこと

- (2) 国循では、独立行政法人の職員としてのコンプライアンス意識が一般的に希薄であったが、本件当時の幹部において、こうした根本的な問題点について真剣に検討がなされ、研修の充実等職員のコンプライアンス意識の向上、徹底に向けた取組が十分になされたとは言い難いこと
- (3) 元情報統括部長が病院長の推挙で国循に招聘され医療情報部長並びに情報統括部長に就任して以降、情報システムに関して元情報統括部長に権限が集中し、仕様書の作成等も同元部長と同元部長を取り巻く限られた職員のみで進められて、その圧倒的な知見とリーダーシップの下で、同元部長の業務が適正に行われているかどうかをチェックして意見を述べる者が事実上いない状態となったこと
- (4) 元情報統括部長がダンテックの関連会社において兼業し、同社から一定額の報酬の支払いを受けていたこと
- (5) ダンテックが国循に対して、人件費や備品の購入代金を負担する等の便宜をはかっていたこと
- (6) 仕様書の策定に当たり、大幅な内容変更を伴うものであったにもかかわらず、元情報統括部長に全権を委ねる体制のもとで、同元部長を中心とする限られた職員の手で仕様書案が策定され、仕様等策定委員会が開催されることもなく仕様書が決定されたこと
- (7) 仕様書策定にあたり、実質的な議論がなされた作業部会にはダンテックの担当者が参加したうえ、新利用者管理システムに関し説明や提案を行い議事録作成も担当する等積極的に関与しており、こうしたことからダンテックは次年度の入札に関して有利な情報を入手し得る立場にあったこと

- (8) 情報システムの運用・保守契約の締結において競争性を確保するためには、当該情報システムの著作権の取扱を国循が明確にしておく必要があったにもかかわらず適切な処置が講じられていなかったこと
- (9) 従前の国循の体制に以下のような不備、問題点があったこと
- ア、コンプライアンス委員会、コンプライアンス室等の基本的なコンプライアンス体制が不備であった。
 - イ、IT戦略会議（後のIT統括委員会）において、システム導入に関する基本的な方針が議論されず、その機能を果たしていなかった。
 - ウ、仕様等策定委員会が開催されないまま仕様書が策定され、決定された。
 - エ、兼業審査委員会の審査が形骸化し、有効なチェック機能を果たしていなかった。
 - オ、利益相反マネジメント委員会は事実上機能しておらず、その役割を果たしていなかった。
 - カ、契約審査委員会は、審査体制が必ずしも十分とは言えず、十分なチェック機能を果たし得なかった。
 - キ、内部通報事務手続きは、職員に対するきちんとした周知もなされておらず、全く機能していなかった。
 - ク、取引業者等との接触に係るルールやチェック体制が不備であった。
 - ケ、緊急に職員を採用しなければならない場合のルールが不明確であった。

等の要因が複合的に重なったことによるものと判断される。

第5 国循が実施した「当面の再発防止策」とその評価、課題

1. 国循が実施した「当面の再発防止策」の概要

国循では、元情報統括部長が大阪地方検察庁の捜査を受け、逮捕、起訴されるに至ったことを踏まえ、既の実施したものも含めて「当面の再発防止策」と

して整理し発表した。その内容、及び現在までの進捗状況は、以下の通りである。

(1) コンプライアンス体制の強化

ア、コンプライアンス関係規程の整備による体制の確立

前述の通り、国循では、平成22年度に独立行政法人に移行したことに伴い、コンプライアンス室が組織上設置されたが、実態としては室長が発令されないまま推移し、平成25年3月よりコンプライアンス室長に外部の弁護士を招いて活動を開始したが、組織的なコンプライアンス活動をするには至っていなかった。

国循では、このような不十分なコンプライアンス体制が、職員のコンプライアンス意識の欠如を生み出している側面があると考え、コンプライアンス体制の強化を図った。そして、平成26年度より現室長（弁護士）がコンプライアンス室長に就任し、コンプライアンス委員会並びに理事会等の審議を経て平成26年11月1日にコンプライアンス推進規程、コンプライアンス委員会規程等が制定・施行された。

以降、不定期開催であったコンプライアンス委員会を少なくとも2ヶ月に一度の定期開催とし、本事案に関する再発防止策について審議すると共に、その進捗状況を確認している。今後は、再発防止策の実施に伴う効果等についての評価・検証を行い、さらなる対応を進めていくこととしている。

イ、監事2名中1名を弁護士とする等内部監査体制の強化

社会的規範（コンプライアンス）の遵守という視点に基づいた監査体制の強化が必要であるとの観点から、平成26年4月1日の任期更新に際し、監事のうち1名を弁護士に交代した（監事は厚生労働大臣による任命）。また、監事には、理事会、執行役員会等センター内の会議への出席を求めることが出来ることとなり、弁護士の監事については、コンプライアンス委員会にもオブザーバーとして出席する体制が取られた。

ウ、コンプライアンスに関する研修・利益相反研修による遵守の徹底

今回の事件に係る大阪地方検察庁の捜査の過程において、「センターの会計規程等に則った手続きを経ずにセンター内に備品が納品され、その費用を業者に負担させていた」「他社の体制にかかる一部の情報を特定の会社の社員に提供していた」という嫌疑が明らかになった。

前述の通り、国循では、独立行政法人の職員としてのコンプライアンス意識が全般的に希薄であることが問題であった。国循では、このような職員のコンプライアンス意識の欠如が本件の一因になっている側面があると判断し、職員に向けたコンプライアンスや利益相反に係る研修を行うことで、職員のコンプライアンス意識の向上を目指すことが、本件のような事件の再発防止に必要であると考え、下記の通り研修を実施し、今後さらに研修の充実を図っていくこととしている（なお、参加者の人数は、e-Learningの参加者も含む）。

- ・平成27年2月27日－第1回 利益相反研修 293名
- ・平成27年3月17日－第1回 コンプライアンス研修（みなし公務員の倫理観について） 282名
- ・平成27年6月25日－第2回 コンプライアンス研修（入札談合の防止に向けて） 86名（特に入札に関わる職員を対象としたため、受講者数は他よりも少ない）

（2）入札・契約監視機能の強化

ア、契約審査委員会に係る外部委員の増員、審査体制の強化

契約審査委員会は、入札手続きの重要なチェック機関であり、その重要性の観点から契約審査実施要領において外部委員が必須となっている。しかしながら、従前は外部委員が1名体制（公認会計士）であり、複数名の外部委員を配置し客観性を担保している他の主要委員会に比べて、審査体制が必ずしも十分とは言えない状況であった。そしてこのような不十分な審査体制が、入札手続きのチェック機能を十分に果たさず、本件の一因になっている側面があると判断された。そこで、今回の事案発生を踏まえ、契約に関する事務

等の効率性の側面だけでなく法務・コンプライアンスの視点でも契約内容を審査する必要性があると考え、平成27年3月以降、法務の専門家である外部委員1名（大学教授、公正取引委員会OB）を増員して審議に当たるようにした。

イ、情報システム技術者の増員・強化

今回の事態が生じた要因としては、国循の職員に情報システムに係る専門的知識の豊富な人材が少なく、結果として特定の職員の意見によって仕様書が作成される体制となってしまう、相互牽制が十分に働かない状況であったことも一因であると考えられた。また、専門的知識を有する人材の不足から仕様書作成業務等の企画立案業務にダンテックが関わっていたところであるが、前述の通り、今回の事態を受けて実施した外部コンサルタント（(株)メディカルエージェンシー）による検証において「センターの情報システム運用・保守に係る委託業務を受注している会社（ダンテック）の職員が、センターの情報システムに関する企画立案業務に関わっていることはコンプライアンスの観点から適切でない」との指摘を受けた。こうしたことを受けて、企画立案業務については外部委託契約によらず、国循の職員による体制が必要であると判断され、専門的知識を有するシステムエンジニア等7名を新たに雇用して情報システムの企画立案業務を行わせる体制とした。

ウ、公募型企画競争を実施要領で整備

今回の事案に係る捜査の過程（担当者の事情聴取）において、公募型企画競争の事務手続きの手順が文書として整理されていなかったため、前述の通り、担当者が恣意的に実施しているのではないかとの疑いをもたれた。

これを受けて、平成26年11月1日に公募型企画競争実施要領を制定して公募型企画競争を実施するにあたっての事務手続きを明文化し、「公募型企画競争に付することが適当である」か否かの判断は、仕様等策定委員会が行うことを明らかにするとともに、担当者が交替しても引き続き同様の手続きが担保される体制を整えた。また、策定委員個人の要望・先入観等を反映

させないためのダブルチェック体制として、同実施要領に基づき評価等委員会を設置し、仕様書及び評価基準の作成にあたる者と実際の評価を実施する者を区別して、公平性・適正性を担保することとした。

(3) 仕様書作成の手順並びに業者との接触に係るルールの作成

ア、業者に公平に意見を述べる機会を与えるためのマーケットサウンディング（市場調査）の導入

今回の事件に係る捜査の過程において、仕様書の内容が特定の業者に有利となっているのではないかと、仕様書の内容の客観性に関して疑念が向けられた。

そうしたことから、仕様書が特定の業者に有利なものとなっていないことを担保する仕組みの導入が検討され、仕様書の内容に関して事前に広く複数の業者の意見を透明かつ公正な方法で聞く機会を設けること（サウンディング）が有効であるとの判断から、平成26年11月1日に「サウンディング（市場調査）実施要領」が仕様書作成手続きのルールとして制定された。このサウンディングは、調達予定案件について、契約手続きの公告・公募前に大まかな運営方針、業務目的、範囲等を「実施方針」として公表することにより、全ての供給者に調達の仕様策定等に関する情報及び支援の提供につき平等の機会を与え、併せて広く意見・提案を求め、もって調達手続きの透明性・公平性を確保することを目的とするものである。サウンディングは、原則として、全ての調達案件を対象とし、調達の実施方針は、ホームページに掲載し、公告しなければならないとされている。

イ、仕様等策定委員会を実施要領で整備

今回の捜査の過程において、仕様書作成に係る手順が明文化されておらず、また、仕様書のチェックが複数の職員により行われていたことを示す記録が不十分であったことから、特定の職員が恣意的に仕様書を作成しているのではないかと、その内容の公平性に疑念をもたれた。

そこで、仕様書の内容が特定の職員による恣意的な内容とならないよう、

複数の職員のチェックによる牽制を行うことで出来るだけ客観性を担保し、また、担当者が交替しても引き続き同様の手続きが実施できるよう、平成26年11月1日に「仕様等策定委員会実施要領」としてルール化し、委員会の記録を残す仕組みとした。同実施要領では、仕様等策定委員会は、原則として全ての調達予定案件について設置し実施しなければならない、調達予定案件の導入を希望する部署は、仕様等策定委員会を実施するため、前記サウンディングを実施し、仕様等の案を作成しなければならないとされている。

ウ、取引業者等との接触に係るルールを職員に徹底

前述の通り、今回の事案に係る大阪地方検察庁の捜査の過程において、所定の手続きを経ずに備品が納入され、その費用を業者に負担させていた、他社の情報を特定の会社の社員に提供していた、という嫌疑が明らかになった。国循では、こうした疑念が生じないよう、特に取引業者と接する際の注意事項について改めて整理を行い、コンプライアンス委員会において検討した後、平成27年4月16日に「契約行為における取引業者との接触に係るルールの徹底について」を職員全員に周知した。

この通知文で定められたルールは以下のとおりである。

「①職員が取引業者等と応対する際の厳格なルール

- ・職員が取引業者等と応接するときは、疑惑や不信を招かないようこれを行い、必要最小限にとどめるものとする。また、原則、オープンな場所で複数の職員により対応する。これによることができない場合でも、不適切な関係を疑われるようなことがないよう配慮することを徹底する。
- ・職員は、取引業者等と接するときは、公平かつ適正に行い、一部の取引業者等を差別的に取り扱ってはならない。

②その他不正行為等

取引業者等から不正行為及びこれらに類する依頼等があった場合には、速やかに、苦情受付担当者（財務経理部 財務経理課 調達企画室長）に連絡すること。」

(4) 兼業の制限

ア、兼業関係規程の遵守について職員研修や採用時オリエンテーションでの徹底

前述の通り、兼業については、就業規則において「職員はセンターの業務以外の業務（以下「兼業」という。）を行ってはならない。」とされており、例外として、理事長の許可等により認められる場合があるとされている。また、兼業については、職員兼業規程において、「職員の占めている職と兼業先との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがなく、（中略）センター業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないもの」と認められる場合のみ許可するとされている。しかしながら、職員の間では、就業規則の本文記述による認識は十分ではなく、例外規定の取扱を定めた兼業規程により、「理事長の許可を受ければ兼業は可能」と受け止められ、「兼業は原則禁止である」との本来の規範意識が希薄であった。また、兼業と一時的な業務外の講演等の区分も分かりづらく、それぞれの手続きの相違が職員にとって理解しづらいものであった。

そこで、平成27年4月16日に、理事長から全職員宛てに「国立循環器病研究センター職員の兼業活動について」と題する通知文書を配付・周知し、兼業は原則禁止であり、適正な手続きにより理事長の許可等を得た場合にのみ兼業が許されるということを改めて発信するとともに、どういう場合にどのような手続きが必要であるかについてフローチャートの形でわかりやすく示した。また、新規採用職員に対しては、採用時のオリエンテーションにおいて兼業規程の説明を行うなど、全職員が兼業関係規程の遵守意識を持てるよう、情報発信や研修の強化に努めている。

イ、兼業審査委員会規程の整備・強化

兼業の承認審査についてはセンターに設置された兼業審査委員会がその役割を担っているが、重要な委員会であるにもかかわらず、その根拠となる兼業審査委員会規程が、内規的な取扱いにとどまり、所定の手続きに則った

正式な規程となっていなかった。そこで、平成27年4月1日に、兼業審査委員会規程を正式な規程として位置づけるとともに、利益相反マネジメント委員会規程による兼業審議との区別を明確にした。また、従前は、決裁のみで済ませていた医師による診療援助等にかかる簡易審議を廃止し、毎月、兼業審査委員会を開催して審議を行うこととした。

ウ、兼業に係る利益相反に関しては、利益相反マネジメント委員会において厳正に審査

上記の通り、兼業の承認審査については兼業審査委員会がその役割を担っているが、利益相反が懸念される案件については利益相反マネジメント規程により、利益相反マネジメント委員会において審議し、マネジメントを行うことと規定されている。しかしながら、職員の利益相反に係る認識が不足していたこともあって、正式な利益相反マネジメントに係る相談が寄せられることはなく、実際には利益相反マネジメント委員会が開かれたことはなかった。

本件では、元情報統括部長が採用となった際の「医療情報部長（後に情報統括部長）」という職責と民間情報システム関連会社の役員兼業については、将来発生するかも知れない利益相反の可能性も踏まえて、兼業審査委員会のみならず利益相反マネジメント委員会においても慎重に審議しマネジメントすべきものであった。また、同元部長の兼業審査委員会での承認に際して、その後のフォローアップ報告が同元部長に対して指示されていたが、当該報告は継続的に行われておらず、またこれに対して督促もされず、兼業審査委員会においても検証されていなかった。このようなセンターの管理体制が、同元部長のコンプライアンスについての認識を希薄化させ、本件の一因になったのではないかと判断された。

こうしたことから、利益相反が懸念される兼業案件については、利益相反マネジメント委員会において、利益相反のリスクが将来発生する可能性も踏まえて厳正に審議・審査を行い、必要に応じ適切なマネジメントを行うこと

を徹底することとなった。

2、「当面の再発防止策」の評価と課題

国循が実施した上述の「当面の再発防止策」に対する第三者委員会としての評価及び課題として考えると、以下のとおりである。

(1)「コンプライアンス体制の強化」について

前述の通り、国循ではコンプライアンス問題を組織全体の見地で捉え、長期的、継続的な視点をもって対応する基本的なコンプライアンス体制が不備であったことが、今回の事態を防ぎ得なかった根本的な要因の一つと言わなければならない。

国循が実施したコンプライアンス関係規程の整備による体制の確立、内部監査体制の強化、コンプライアンスや利益相反に関する研修の実施は、いずれも上記の基本的なコンプライアンス体制の確立に資するものであり、第三者委員会としても評価できるところである。

課題は、こうした体制が単に形を整えただけに終わることなく、今後とも十分な機能を継続的に果たし得るかということである。とりわけコンプライアンス委員会が各再発防止策の実施状況について厳しい目で検証を行い、些かも緩みがないよう適宜、適切な指導、助言を継続的に行い得るかということが肝要である。また、前述の通り、国循では、独立行政法人の職員としてのコンプライアンス意識が全般的に希薄であることが今回の事態を招いた背景として伏在していると言わなければならない。こうした風土を改め、職員のコンプライアンス意識の向上を図ることは喫緊の課題であるが、そのためには、コンプライアンスや利益相反に関する研修の実施、充実が必要かつ有効な手立てであることは言うまでもない。しかしながら、ことは知識の問題ではなく意識の問題であり、長年にわたって醸成されてきた意識や体質を根本的に改めるためには、1年に何回か研修を行えば事足りるということにはならないのであって、組織のトップが常にそうしたメッセージを職員に対して発信し、管理者をはじめ職員全体が日常的な業務の中で粘り強く意識の改

革を進めていくということが肝要である。

(2) 「入札・契約監視機能の強化」について

国循が実施した契約審査委員会の審査体制の強化、情報システム技術者の増員・強化、公募型企画競争の整備は、いずれも入札・契約監視機能の強化に資するものと評価することができる。

ただし、情報システム技術者の増員・強化は情報統括部の機能強化であり、今後国循における情報システムの企画・構築・運用の中心になっていくことを期待するが、そのみで再発防止にはつながらない。「特定の職員の意見によって仕様書が作成される体制」「相互牽制が十分に働かない状況」を改めるためには、組織の中枢部の者が特定の人間に過度に権限が集中しないように留意するとともに、各職員が人任せにして自らの責務を放棄することがないよう意識をもって自らの業務に取り組むことが必要である。本件では、情報統括部長であった元情報統括部長と同元部長の下で同部の各室長に就任し、同元部長と一体となって業務を遂行すべき立場にあった者との間で意思疎通が欠けたことが同元部長の独走を招いた要因であるが、そうした意思疎通の欠如は元情報統括部長のみの責に帰することは出来ないのであって、仕様書の策定等に当たり同元部長任せにしてしまった側にも大いに責任があると言わなければならない。今回嫌疑のかかった事案は、情報システムに関する意思決定プロセスにおけるガバナンスの欠如に起因するものである。その意味では、最高情報責任者（CIO）は情報システムを経営の側面から判断し、情報システムの実施部門、契約実務部署（調達企画室）と契約審査委員会の間のコミュニケーションの円滑化、緊張関係の維持を図るという体制を整備すべきであろう。

また、公募型企画競争の整備は評価できるが、評価委員が仕様等策定委員を兼ねる事ができるという規定は、人員体制の問題はあるであろうが、可及的速やかに改めるべきである。

(3) 「仕様書作成の手順並びに業者との接触に係るルールの作成」について

国循が実施したマーケットサウンディング（市場調査）の導入、仕様等策定委員会の整備、取引業者等との接触に係るルールの周知・徹底は仕様書の作成に当たり手続きの透明性、公正性、公平性を高めるうえで、いずれも有用なものと評価することができる。

とりわけ業者に公平に意見を述べる機会を与えるためのマーケットサウンディングの導入は評価できる。ただ、仕様等策定委員会を実施要項で整備し、委員会の記録を残す仕組みとしたこと、仕様等策定委員会は、原則として全ての調達予定案件について設置し実施しなければならないとしたこと、調達予定案件の導入を希望する部署は、仕様等策定委員会を実施するため、前記サウンディングを実施し、仕様等の案を作成しなければならないとしたことは評価できるが、策定委員の人数が3名でも足りるとした点については、些か少数に失っており、さらなる検討が必要であると考え。また、策定委員の構成について、「必要に応じ」外部の者を加え構成することという規定は再発防止策としては不十分であり、少なくとも今回問題となった情報システムに関する仕様書の策定については利益相反のない外部の有識者を必ず委員に加えるとすべきである。

また、取引業者等との接触に係るルールを職員に周知・徹底したことは評価できるが、もとよりこうした周知をただけで取引業者との不明朗な関係が防止できるわけではない。前述の職員のコンプライアンス意識の向上、徹底のくんだりでも述べたところであるが、組織のトップが常にルール遵守の徹底についてのメッセージを発信し、管理者をはじめ職員全体が日常的な業務の中で粘り強くその徹底を図っていくということが肝要である。また、ルール違反の事実が見過ごされないように、適宜ヒアリングやアンケート調査を行う等してチェックすることが必要である。この点では、内部通報制度が眠れる制度に終わることなく活用されるように有効な手立てを講じることも必要である。

また、前述したように、国循においては職員と業者との接触をチェックす

るシステムが存在しない。このため、業者の施設内への出入りについては、施設管理規程による施設内出入り許可申請を厳格に運用し、承認された事業者以外の施設内への出入りを原則禁止することや名札着用を徹底することなど、何らかの対応を検討する必要がある。また、備品について、これまでは文部科学省のガイドラインに沿って、国循では100万円を下回る発注については、事務部門を通さずに発注できていたが、今回の事態を受けて、やはり発注については事務部門を経由することを徹底すべきではないかと考える。事務部門の負担が増大するためこれに応じた体制の整備が必要となり、一部職員からの反発も予想されるが、本来組織として発注する以上、組織のチェックを通すのが本筋であり、今回のような事態が発生した以上、国循としても真剣に検討する必要があると考える。仮に現在のような100万円を下回る発注については、事務部門を通さずに発注できるというシステムを維持するのであれば、搬入の経緯が不明な備品の存在について定期的にチェックすることなど、国循の事務部門を通さずに発注されたものについて今回のような事態を招くことがないよう間違いなく把握、管理する方策について、何らかの改善策を検討すべきである。こうしたシステムが存在しないことは、職員が特定の業者と業務に関して密接な関係を持つことについて不正の温床になり得るとの観点に立って、さらなる検討、改善を図るべきである。

(4)「兼業の制限」について

国循が実施した兼業関係規程の遵守に関する職員研修及び採用時オリエンテーション、兼業審査委員会規程の整備・強化、利益相反マネジメント委員会における厳正な審査等の施策は、いずれも不適切な兼業を防止するうえで有効な施策であると評価できる。とりわけ、従前は利害関係のある企業等との兼業の際にも、必要に応じてヒアリングを行うことがあるくらいで、対処方法が明確ではなかったが、利益相反マネジメント委員会において外部委員も交えながら厳格に審査するという体制が整ったことは、兼業のチェック体制を強化するものとして、大いに評価できる。実際、本件以降、利益相反マ

ネジメント委員会では相当数の事例が審査されている。

しかしながら、兼業審査委員会については、規程が整備、強化されたとは言うものの、根本的な問題は兼業審査委員会のあり方にあると言わなければならない。第三者委員会の調査によっても、兼業の可否を審査する兼業審査委員会の委員自体が、兼業の適正を厳格にチェックするための委員会ではなく、産学連携を押し進めるにあたり研究者が兼業をするお墨付きを得るための委員会であるとの認識を有していることが明らかになった。兼業審査委員会の委員自体がこのような認識であれば、その審査が形骸化し、不適切な兼業についてもきちんとしたチェック機能を果たし得ないことは明らかである。職員が産学連携の観点から積極的に企業と関わりを持つことは理解できるが、それだからと言って、不適切な兼業をチェックすべき兼業審査委員会が産学連携を優先させて審査を手抜きして良いと言うことにはならない。こうした意識を根本的に改めない限り、如何に規程を整備しても何の意味もないと言わなければならない。こうした意識を払拭するためには、やはり兼業審査委員会に外部委員を採用することが最も有効な手立てであると考えられる。現在は、外部委員も構成員となっている利益相反マネジメント委員会が一定程度役割を果たしているが、利益相反マネジメント委員会にかけるか否かの判断は兼業審査委員会が行っている現状からすると、外部委員を採用して兼業審査委員会の機能を強化することが本筋ではないかと思料する。

また、研修等の充実、強化により兼業規程の周知、徹底を図ることは極めて大切なことであるが、国循自身も述べているように、職員の間では、就業規則の本文記述による認識は十分ではなく、例外規定の取扱を定めた兼業規程により、「理事長の許可を受ければ兼業は可能」と受け止められ、「兼業は原則禁止である」との本来の規範意識が希薄であったことが認められる。これは、職員の一般的な意識を示したものと思われるが、こうした意識を根本的に改めさせるには単に研修を実施したと言うにとどまることなく、国循のトップから職員に対してその徹底に向けたメッセージを発信し、職員が自覚

的に意識改革をしていくことが肝要である。職員兼業規程では「職員は、その職員の占めている職と兼業先との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがなく、(中略)センター業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じない」場合に、兼業の申請をすべきことが定められ、また、利益相反マネジメント規程によれば「職員等は、利益相反状態の発生による弊害が懸念される場合は、利益相反マネジメント委員会が設置する利益相反相談室に相談する等、利益相反状態の発生による弊害の回避に自ら努めるものとする。」と定められている。本件では、元情報統括部長が採用となった際の「医療情報部長(後に情報統括部長)」という職責と民間情報システム関連会社の役員兼業については、利益相反が発生する可能性があったが、元情報統括部長が自ら利益相反相談室に相談をしたり、利益相反マネジメント委員会に審査申請をした事実はなく、上記のような意識や自覚は窺えない。

なお、一括りに「兼業」と言っても営利企業の役員等に就任して継続的な報酬が授受されるケースと講演や診療行為等スポットで兼業がなされるケースとでは自ずと事情が異なっており、前者についてはより厳格な審査が行われるべきであることは言うまでもない。ところが従前の審査ではそのような区別が意識して行われた形跡は窺えない。研究成果活用兼業についても、申請者のどのような研究成果が当該企業でどのように活用されようとしているのかについても検討がなされた事実は認められず、これでは研究成果活用の実態がない不明朗な兼業についてもチェックされることなく、素通りすることになる。兼業審査委員会については、基本的な認識を含め、そのあり方について根本的な改革が必要であると言わなければならない。

また、本件では、兼業申請がなされたときには特段具体的な問題が発生していなかったものの、後日兼業先と密接な関係を有する会社が国循と契約関係に立つことになり問題が顕在化したという事案であるが、兼業許可後のチェック体制をどう整えるかという課題について、現時点で十分に対応策が示されていないと言わざるを得ない。また、利害関係について当該職員から申

告がない場合に、どのようにして利害関係の有無をチェックするかということも、今後の課題として残されている。

(5) 「再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証」について

上記各再発防止策について、コンプライアンス委員会で定期的に検証し、問題の解決を図るという施策は、再発の防止に向けて極めて有用なものであり、大いに評価できるところである。課題は、前述したとおり、こうした検証が継続的、長期的になされて実効性が確保できるかということであり、第三者委員会としても今後に期待するところである。

(6) 付言

ア、内部通報制度の活性化

国循では業務方法書の規程に基づいて内部通報制度が設けられ、内部通報の事務手続規程も存在するが、現実には形だけの「眠れる制度」に終わっており、通報や相談がなされた実績は全くなく、本件についても通報や相談がなされたことはない。内部通報制度は、問題が深刻化する前に組織内で解決を図るうえで有効な手段であり、本件についてもうまく活用されていれば、深刻な事態を迎えるまでに何らかの解決を図ることができた可能性がある。

今回の「当面の再発防止策」では内部通報制度について触れるところがないが、こうした事態を防止、回避するためには内部通報制度の存在及び意義について改めて職員への周知を行い、活きた制度として活性化させることを検討すべきである。また、そのためには、単なる周知、広報にとどまらず、内部通報が「人の告げ口をする」というような後ろ向きの制度ではなく、より良い国循を創るために必要な前向きの制度であるという認識を職員に根付かせることが肝要であろう。

イ、運用・保守業務契約における複数年度契約について

国が契約を締結する場合、国の予算は単年度主義であることから、予め国庫債務負担行為によると決められた場合などを除き、原則として、翌年度以降にわたる債務を負担する契約を締結することはできない。これに対し、独

立行政法人に移行した国循は、予算の単年度主義の制約はなくなり、複数年度にわたる契約（以下「複数年度契約」という。）を締結することが可能となった。その結果、情報システムの調達についても、運用・保守などの役務契約について複数年度契約を締結している独立行政法人が増えている。しかし、国循では、契約事務取扱細則第38条で複数年度契約できる契約を7項目に限定し、それ以外の契約についても同条第2項で「合理的な理由がある場合においては」複数年度契約が可能としているが、規定上はあくまで例外的な取扱として位置づけられている。国循では、調達したソフトウェアを運用・保守期間中に改変することが多く、これに伴って運用支援する技術力、体制も変更させる必要があり、長期の保守・運用契約では対応は困難であるとしている。しかし、当該ソフトウェアに係る国循の要求仕様を明確に定め、調達仕様をこの要求仕様に基づいて明確に記述すること等によって、調達後にソフトウェアを改変するリスクを低減し、さらには複数年度契約を実現する可能性が生まれる。これによって、受託者には受託業務の安定化が期待されることから新規参入の可能性が増加すると思われるので、この方策についても検討されたい。

ウ、さらなる提言

再発防止の実効性を高めるため、さらに次のようなことを提言したいと考える。

- ① 情報統括部長等、高度に専門性を要求される管理職ポストについては、可能な限り公募方式で採用を決定すること。
- ② 仕様等策定委員会やIT戦略会議、及び兼業審査委員会等に積極的に外部委員を参加させること。
- ③ 契約審査委員会への付議案件については、必要な手続きが正しく履行され、必要な書類が確実に契約審査委員会に提出されているかチェックできる仕組みを検討されたい（例えば、チェックシートや当該契約に関するフローチャート等の添付）。

- ④ 今回の問題の本質的な原因の一つとして、国循の組織運営手順の不明確さ、不備があげられる。国循は、(病院と研究所を持つ組織であることを考え)組織運用手順について国際標準で定める IS09001 認証を取得するなど、定期的な外部監査を受審する体制を構築することも検討されたい。

第6 むすび

第三者委員会が本件について認定した事実、今回の疑念を抱かれるに至った要因と判断される事項、国循が実施した「当面の再発防止策」とその評価、課題は上述の通りである。

第三者委員会が今回の疑念を抱かれるに至った要因として挙げた諸点については、国循が実施した「当面の再発防止策」により、その多くは有用な対策が講じられたものと評価できるが、なお解決すべき問題点、課題が残っていることは前述の通りである。要は、単に形を整えたということに終わることなく、真実その実効性が確保できるかということであり、そのためには組織のトップをはじめとして職員一人一人が意識を持って再発防止に真剣に取り組むことが肝要である。また、国循の職員(とりわけ医師層等)については、コンプライアンスや兼業等に関する意識が希薄であるという長年にわたって醸成されてきた風土や文化を自覚して変えることが不可欠であり、それなくして再発防止に向けた改革が成功することは覚束ない。

いずれにしても改革は緒に就いたばかりであり、第三者委員会としても今後の努力と成果に期待するところである。

以上